

(明治二十五年七月六日 週日 通信 認可)

監獄學雜誌

第四卷第三号

目 録

- 論說
 - 内務省警保局長小野田元瀨君履歷……………(一丁)
 - 小野田警保局長ヲ迎フ……………(九丁)
 - 巡回所見雜記第六……………監獄學雜誌記者 岳洋生
 - 翻譯……………(一八丁)
 - 分房監獄ハ如何ナル標準ニ依リ建築スヘキヤ(クローネ底刊)……………(二〇丁)
 - 彌漫モアビトツ監獄典獄クローネ稿……………山上義雄譯
- 雜錄……………(二〇丁)
- 監獄官練習所再設を望む……………天龍居士
- 問答……………(二二丁)
- 刑期計算上ノ質疑ニ答フ……………在千葉 千秋居士
- 教誨……………(二二丁)
- 教誨上ニ就テ……………門外漢稿
- 通信……………(二三丁)
- 教拾件……………(二五丁)
- 雜報……………(二五丁)
- 寄書……………(三〇丁)
- 工藤鑑右ノ説ヲ讀テ……………宮城集治監 上田定次郎
- 其海邊集治監教誨師ノ熱心……………霞堂主人
- 實表ヲ有スル囚人ノ通信ニ就テ……………洋々散士
- 特別監視違犯者處分ニ就テ……………浪佐華生
- 如夢居士ニ一言ス……………(四二丁)
- 如夢居士ノ忠告ス……………(四二丁)
- 統計……………(四二丁)
- 明治二十六年二月々未現在全國在監人員……………(四五丁)
- 芥海一滴……………(四五丁)

三月三十一日

印刷人

東京市四谷區本町一丁目

監獄學雜誌

警 察 監 獄 學 會 發 兌

○本誌定價並廣告料

●監獄學雜誌

壹部定價

前金六錢

(全國無遞送料)

●全 署内五名以上購讀ノ向ハ

壹部

前金五錢五厘(全)

上)

●一府縣内數百名協議購讀ノ向ハ前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク

●又一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取廻メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス

●廣告料 一行一回分 八十錢

○雜則

●監獄學雜誌ヲ本會ニ向ケ直接注文セラル、(官衙ニ奉職セラル、(者ハ其衙名官職名))ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ

●雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取廻主任ノ資格ヲ以申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ニハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ

●右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封ヘ(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ亦前金拂込ノ向ヘハ濟印ヲ押捺スルヲ例トス

●本會ニ向ケ直接雜誌代金ヲ送付セラル、(キハ爲換ノ宛名ハ本會會計部トシ東京四谷郵便支局ニ向ケ拂込アルヘシ)

●通運便ニ付セラル、(キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、(キハ五厘切手一割増タルヘシ))

●本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信用郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ

●本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

發行所

警察監獄學會



内務省警保局長正五位勳五等
小野田元熙君

●内務省警保局長小野田元瀨君履歷

東京府土族

小野田元瀨

舊名貞治

嘉永元年二月十一日上野國邑樂郡箱林町ニ於テ生ル

明治元年三月五日

羽前國へ出張申付候事

館林藩

全 年八月五日

盤城平口へ出張申付候事

全 館林藩

全 年十二月三十日

岩代國耶麻郡權知事附書記兼調役補申付候事

全 岩代國巡察使

全 二年六月十三日

御用ニ付書記兼調役被免若松表へ御用滞在申付候事

全 岩代國巡察使

全 年全月十四日

内監察申付候事

全 岩代國巡察使

全 年六月十八日

若松表永々出張取調行届候ニ付目録ノ通下賜候事

全 岩代國巡察使

全 三年八月二日

任少屬

全 館林藩

全 年全月五日

奥州地方出張軍事勉勵ニ付目録ノ通下賜候事

全 館林藩

全 五年九月八日

任少警部

全 司法省

永世貳石 一時金七圓

明治五年十二月廿六日	兼任司法權中檢部	司法省
全六年二月十三日	依願免本官并兼官 (兼官)	全
全七年一月十日	任少警部	全
全八年一月十四日	任少警部	警視廳
全八年二月二十日	補十一等出仕	全
全八年十二月二日	任權大警部	全
全九年一月十八日	第五方面第四分署長申付候事	全
全十年一月四日	第一局詰懲役場掛申付候事	全
全十年一月十一日	任大警部	全
全十年一月十五日	警視廳被廢	警視局
全十年二月廿六日	任三等大警部	全
全十年三月二日	任二等大警部	全
全十年三月九日	兼第一課詰内勤申付候事	全
全十年四月一日	御用有之京阪地方へ出張申付候事	全
	御用有之熊本城へ出張申付候事	大坂大警視旅宿ニ於テ
	今般將校軍隊爲御慰問勅使下向ノ際酒肴料下賜候事	征討總督本營

全 年五月二日	兼任鹿兒島二等警部	鹿兒島縣
全 年五月廿七日	任陸軍中尉兼二等大警部	征討總督本營
全 年五月廿七日	別働第三旅團第一大隊副官被仰付候事	征討總督本營
全 年五月廿六日	諸軍隊奮勇戰鬪ニ熊本城ニ連絡シ大ニ賊勢ヲ挫キ候	別働第三旅團本營
	段叙感不尠依テ積日ノ軍勞ヲ被爲慰目録ノ通下賜候事	鹿兒島縣
全 年五月廿八日	免兼官	警視局
全 年五月廿三日	兼當分内勤差免候事	吹上御苑ニ於テ
全 年九月廿日	曩ニ賊勢猖獗ノ時ニ當リ汝等臨機ノ命ヲ奉シ從軍盡力	
	ノ段朕之ヲ嘉尙ス	
全 年全月全日	舊別働第三旅團整列	天覽ニ付思召ヲ以テ酒肴下
	賜候事	全
全 年十一月二日	警部官等改正	全
全 年全月四日	兼任大警部	本政官
全 年全月全日	當分第七課兼勤被仰付候事	警視局
全十一年一月十九日	御用有之宮城縣へ出張被仰付候事	全
全 年三月三十日	警部官等被廢	全

明治十一年三月廿日	兼任一等警視補	太	政	官
全 一年六月廿二日	鹿兒島縣逆徒征討ノ際盡力不少候ニ付勳六等ニ叙シ單	賞	勳	局
全十二年一月七日	川路大警視歐洲へ被差遣候ニ付隨行被仰付候事	未	政	官
全 一年全月十七日	上等月俸下賜候事	全		
全 一年二月一日	歐洲派遣ニ付思召ヲ以テ酒肴下賜候事賢所參拜仰付ラ	全		
全十三年二月十四日	後備軍艦員被仰付候事	太	政	官
全 一年三月二十五日	明治十年九州騷擾ノ際空地へ出張軍務從事ノ外警察本	全		
全 一年全月全日	務ニ服シ勉勵候ニ付爲慰勞手當金貳拾圓下賜候事	內	務	省
全 一年八月二十一日	歸朝	內	務	省
全 一年十一月十三日	監獄則審查委員被仰付候事	法	制	部
全十四年一月十四日	兼任四等警視上等月俸下賜候事	太	政	官
全 一年全月十八日	書記局會計部詰兼第二局第三課長被仰付候事	警	視	廳
全 一年六月十七日	兼任三等警視	太	政	官

全 一年全月全日	書記局副長被仰付候事	警	視	廳
全 一年六月廿一日	御巡幸供奉被仰付候事	太	政	官
全 一年全月廿二日	兼第二局第三課長被仰付候事	警	視	廳
全 一年七月七日	會計主務被仰付候事	太	政	官
全 一年八月十七日	先般警視局改革ノ際及東京府會議等ニ付格別勉勵候ニ	內	務	省
全 一年全月三十日	叙正七位	內	務	省
全 一年十二月八日	第二局詰兼務被仰付候事	太	政	官
全 一年全月全日	第二局第三課長被免候事	警	視	廳
全 十五年七月四日	會計局長被仰付候事	全		
全 一年全月全日	本年府會議及巡查看守給助方法取調格別勉勵ニ付爲慰	全		
全 一年九月九日	勞別紙目錄ノ通下賜候事目錄金百圓	內	務	省
全 一年十二月廿七日	山田內務卿北海道各縣巡視隨行被仰付候事	內	務	省
全 十六年二月三日	兼任二等警視	太	政	官
全 十七年九月四日	叙從六位	全		
全 十七年九月四日	兼任內務少書記官	全		

全	明治十五年全月五日	內務局第二課勤務被仰付候事	內
全	年十一月十日	會計調査委員長被仰付候事	警
全	年全月十一日	第二局詰兼務被差免候事	全
全	年全月十三日	叙勳五等賜雙光旭日章	賞
全	十八年一月廿二日	東京市區改正審査委員被仰付候事	太
全	年二月十日	警官服務全書取調委員被仰付候事	全
全	年六月九日	御用有之小笠原島へ出張被仰付候事	全
全	十八年十月廿四日	警察諸規則調査委員被仰付候事	內
全	年十二月一日	御用有之左ノ各府縣へ巡回被仰付候事	全
全	年全月廿八日	免兼官 受知縣 三重縣 滋賀縣 京都府 大坂府 兵庫縣 和歌山縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 島根縣 鳥取縣	太
全	十九年一月十九日	東京市區改正審査委員被免候事	內
全	年二月五日	會計局長被免書記局長兼三局長被仰付候事	內
全	年全月十二日	警視廳會計主務被免候事	警
全	年全月十八日	統計主任被仰付候事	內
全	年全月廿六日	任一等警視	警
全	年五月十日	叙奏任官二等	內
全	年全月十一日	上級俸下賜候事	務

全	年七月八日	叙正六位	內
全	年全月廿日	第三局長兼務被免候事	警
全	年十一月廿五日	任東京府島司	內
全	年全月全日	叙奏任官三等賜上級俸	全
全	二十一年四月	茨城縣宮城縣共進會へ出張ヲ命ス	東
全	年七月七日	任長野縣書記官	內
全	年全月全日	叙奏任官三等賜上級俸	內
全	年七月八日	事務引繼ノ爲メ小笠原島へ出張ヲ命ス	全
全	年八月廿四日	第二部長ヲ命ス	內
全	年全月全日	長野縣會計主務ヲ命ス	長
全	年十二月六日	第一部長ヲ命ス	內
全	年全月全日	文官普通試験委員長ヲ命ス	長
全	年全月全日	官報々告主任ヲ命ス	全
全	年全月七日	長野縣會計主務ヲ免ス	內
全	廿二年十一月廿九日	明治廿二年八月三日勅令第百三號ノ旨ニ依リ大日本帝國憲法發布記念章ヲ授與ス	賞
全	廿三年二月廿八日	小笠原島中央及ヒ母島道路開設費トシテ金參十圓寄附候段奇特ニ付爲其賞木杯壹個下賜候事	全

明治廿三年十月十一日	長野縣會計主務官代理ヲ命ス	内務省
全 年全月十五日	逓信費會計主務官代理ヲ命ス	逓信省
全 年十二月廿二日	長野縣會計主務官代理ヲ免ス	内務省
全 年全月廿六日	逓信費會計主務官代理ヲ免ス	逓信省
全 廿四年八月十六日	地方官々等俸給令廢止地方高等官俸給令實施	内務省
全 年全月廿四日	府縣制第三十九條ニ依リ長野縣參事會員ヲ命ス	内務省
全 年十月十三日	明治廿三年中信濃國上水内郡信濃尻村失火ノ節罹災者救助費トシテ金參圓寄付候段奇特ニ候事	賞勳局
全 年十二月七日	小學校令施行方法取調委員長ヲ命ス	長野縣
全 年全月十六日	臨時博覽會事務委員ヲ命ス	全
全 廿五年四月一日	小學校教員檢定委員長ヲ命ス	全
全 年四月廿一日	官國幣社神職尋常試驗委員長ヲ命ス	全
全 年八月廿六日	任兵庫縣書記官	内務省
全 年九月五日	普通文官試驗委員長ヲ命ス	全
全 年十二月廿三日	叙從五位	内務省
全 廿六年三月十日	任内務警保局長	内務省
	叙高等官二等	内務省

監獄學雜誌第四卷第二號

論說

●小野田警保局長を迎ふ

監獄學雜誌記者

三月十日は如何なる日ぞ予輩は是日の我が監獄沿革史の上に特筆大書して永く記憶に存せらるべき紀念日なるを信ず、何を以てか之を言ふ曰く予輩が常に斯道の先覺者として崇重敬愛する所の小野田元照君が監獄改良の衆望を其の一身に負ふて否な之を負はざるべからざるの經歷の内より身を挺して一躍、顯榮なる警保局長の要職に峻擢せられたるの良辰吉日なるを以てなり、機運轉開、監獄事業の前途、是れより益々多望ならんとす、充然滾々たる斯道精英の氣、夫れ或は君の恵に頼つて沛然として駭澗する所あらん蓋し今や天下の事大に此の廊廡の器に待つあるか爲めに偶然にも予輩をして這回の慶事に遭遇するを得せしめたるものなりとは言へ抑も亦た時運の然らしむる所、豈に斯道の此の敏明なる有力家に求むる所あらんと欲するよ由るなきを得んや歎詠鼓舞して君を歓迎せんと欲するもの獨り予輩の私情のみにあらざるなり新警保局長前身の經歷が監獄事業と關係を有するもの甚だ多く今日となりては幾んど切らぬ宿願の練綿せるものあるが如くなるは世人皆能く之を知る、閣下、曾て警視廳監獄に又宮城集治監に老練なる實務家として赫煒たる偉績を奏せられたること今尙は世人の記憶にあり、又獄制視察として廣く歐洲各

國を周遊したるもの、實に閣下を以て我が帝國の矯矢となす、而して此の事たる我が監獄事業に取りては正しく閣下をして永く斯道の爲めに献身的勤行を盡すべしとの誓詞を捧げしめたるものなりと謂ふも可なり、語を換へて之を言へば歐洲周遊の一事、實に閣下が我が監獄宗の信徒……誠忠無二の熱心なる歸依者としての洗禮を受けられたるものと謂ふべきなり監獄社會、豈に閣下を忘れんや閣下も亦た監獄社會より離れんと欲するも豈に夫れ得べけんや、泰西監獄問答録の編著、滔々數萬言、其の勞や實に想ふべし纒令ひ未だ盡く進歩せる今日の監獄社會を満足せしむる能はざるにもせよ其の炯然たる眸光の注射する所、細大漏すなく、地負海極、刻書して都べて盡くす、惠を斯道に加ふるの厚く且つ大なる未だ此の篇著の如きものあらざるなり閣下の名、是れより益々我が監獄社會に隆々たるに至れり其他閣下が或は精敏なる内務書記官として或は剛明なる監獄巡閱官として或は果決なる地方書記官として將た名譽ある大日本監獄協會の特別會員として直接間接に斯道の爲めに献替措書せられたることの多き實に一々之を僂指するに追ま

あらず而して斯く外に顯はれたる閣下赫灼の功は世人大概能く之を知らん、然れども内に隠れたるの偉績にして世人の未だ之を知るに及ぶざるもの必らず多々なるべし、予輩幸に能く之を詳悉す、未だ世人の知るに及ぶざることにして閣下が斯道の爲めに盡瘁揮擲せられたることの多き事實は予輩自ら能く之を詳悉しあるを信ず、予輩實に世人と共に斯道の先覺者、主動者將た有力者として閣下を敬重す、之を世人に比すれを一層も二層も厚く且つ切なるものあるを深く自ら信じて疑はず、蓋し余輩は閣下を知ること割合に多く且つ悉せるものあるを以てなり、然れども余輩が厚く閣下を敬重する所以のものは獨り閣下が是れ迄

監獄事業に對して淺からざる關係緣故を有せらるゝが爲めなるのみにあらずして其凡べての事業の上に就て常に誠意熱衷、一貫以て之れに従事するの剛愎心と且つ其才辨器識の大に流輩に絶出するものあるを確認するを以てなり、余輩は斯道の前途、必ずしも老練熟達なる者に乏しきを憂へず、熱心、以て献身的勤行に従事する者少きを憂ふ、献身的勤行に従事する者の少きは強て深憂となすに足らず、高識卓見なる有力家の之れが倡を爲す者なきこと蓋し斯道の尙は未だ大に振はざるの最大理由なるを知る、熱心と勢力と、兩つながら之を有する者、閣下に於て始めて之を見る閣下、今斯道の張弛を其の一身に負ふて張弛、唯其の意の儘あるべき全權の局に當る余輩豈に重く閣下に望みを屬せざらんと欲するも得んや

執近監獄行政の理と術とが長足の進歩を以て駭々乎として改良發達し今尙は改良發達しつつあるの事相は閣下必らず能く之を知らん、纏つて我國に於ける監獄事業の實況に就て之を觀れば尙は未だ幼稚草創の境域に在るを免れざること勿論なりと雖ども然かも之を既往五七年の状態に比して考較せば殆んど全く當時の面目を一變了せりと謂ふを得べく少くも監獄當局者の腦裡には既に幾多の新思想新知識を以て充たされあるとも亦た閣下の夙に明悉せらるゝ所なるべきを信ず、高著泰西監獄問答録に斷論せられし所のものの中には往々にして五七年前の當時にあつてこそ金玉の價直を有せしも今日となりては既に已に陳腐に歸し去りたるを免れざるもの夫れ或は之れあるべきこと、閣下の明、自ら又能く之れを知悉せん、或は懲苦と謂ひ或は空役と云ふが如き曾て我が監獄社會を支配し又閣下の腦裡を支配せり然れども今日に於ては既に遠く此の惡魔を我が監獄社會より放逐し去りたるが如く、恐くは閣下の腦裡も亦た此の惡魔より自由あらし

め得られたるべきを確信す、時勢と共に思想の變ずるは固より常事のみ、所謂君子は時と共に推移豹變す、閣下豈に強て十年一と昔の陳説を固執するが如き陋を爲さんや、人は謂ふ閣下は斯道に精通熟達せる大家なりと、予輩も亦た之を知る然れども其の所謂精通熟達と稱するもの恐らくは五七年以前の監獄事業に對しての意味なるべく改良進歩せる今日の事業に就ては尙は未だ此の贊辞を呈するに躊躇せざるを得ず予輩は閣下自らも亦た此の贊辞を受くるを肯んせられざるべしと信す然れども是を以て閣下が斯道の先覺者、主動者、有力者たるに影響するなきや固より論なきなり蓋し精通熟達と云ふが如きは畢竟一監獄官吏の上に就てこそ名譽なる頌辞とも謂ふべけれ先覺者有力者としての上には毫も損益する所あるべからず或は却て之れが爲めに累ひを其の高名に及ぼすことを恐れずんむならず、先覺者として將た主動者として閣下を敬載する上より之を言へん予輩は寧ろ閣下が斯道に精通熟達せられざらんこと反て切望に堪へざるなり何んぞなれを精通動もすれば輒ち坦懷なり難く熟達と宏量とは往々にして相杆格するを免かれざればなり、坦懷は即ち長者の徳、宏量にして始めて能く群衆を統督し研究、此に積み新案之れが爲めに簇生し、監獄科學は是れに依つて大に發達進歩の實績を見るを得べし、嗚呼斯道の這般坦懷宏量の人物に待つあるや既に久し、今斯道の閣下を得る實に如何なる天幸ぞや重望を閣下は屬す豈に夫れ偶爾ならんや、或は監獄則の改正と言ひ或は外國教師の備聘と云ひ或は監獄官練習所の創設と云ひ或は官制の改正、典獄の位置を進め北海道集治監に統一の制を設けたるが如きは豈に今の清浦司法次官閣下が警保局長たりし頃の偉績なるに非ずや、曾つて警察全盛の時代に於て或る一部の行政學の伊呂波をも辨へざる無學文盲の輩

が大膽にも地方監獄を以て縣廳警察都管轄の下に置くべしとの妄論を主張したる時に當り忽ち一言の下に敵き伏せて息の根なきに至らしめたるもの事固より小なりと雖ども是れ亦た記憶すべき清浦前局長の一賜なるにあらざや、其他彼の監獄費國庫支辨問題は清浦閣下之を前に唱へて今の小松原静岡縣知事閣下滿腔の熱心を注で後に之れが實行に經營せらるゝ所あり不幸終に其の成果を見るに至らざりしと雖ども然かも少くも之れが爲めに著るしく監獄事業の改良進歩を興奮せり、而して斯の事業に對する社會公共的運動の漸く活潑ならんとするの傾向を見るに至りたるは實に小松原閣下の時代にして其の徳や蓋し大なりと謂はざるを得ず高崎前の局長閣下は在職の期甚だ短くして未だ赫々の功を見るに至らざりしと雖ども其宏量善く用ひ剛明善く決するの才を以て監獄事業も亦た決して之を輕視せず殊に其の人物精選に最も留意せらるゝ所ありたるが如き大に予輩の意を強ふしたるもの少からず之を要するに我が監獄事業は制度上、甚だ不利益なる境遇に在るにも拘はらず幸にして常に善き父母を得たるが爲めに縦し繼子の僻目より之を見れを或は尙は未だ十分なる愛養を受け得たりとは斷言し難しと雖ども少くも尋常一般の鞠育は之を受け漸く今日の健康及教育ある成童に至るまで發達するを得たり……嗚呼此の憐れむべきの成童、今果して誰れに類てか其身を立てんとする

(以下次號)

●巡回所見雜記第六

本稿は意外に冗長に涉り或は讀者の厭倦を來たさんことを恐る依て今回よりは要を摘んで簡單に論評を試みんことを期す尙は又予は其後福島縣に出張して前後、殆んど三十日餘りの日子を費やし一旦歸京の後、又間もなく愛知、京都、兵庫、徳島等の府縣を巡回し更らに見聞を増したることまた少からざるを以て是等も總へて收めて本稿の材料に供する所あるべし

賞の疑はしきは重きに從ひ罰の疑はしきは輕きに從ふことは普通世間の事にして以て監獄なる特別境界を律すべきにあらざる、本來より之を言へば監獄には獨り罰あつて賞なしとも言ふべき程のことなるが故に賞の疑はしきは寧ろ輕きも失するも決して重きに過ぐるが如きことなきを要す、濫賞の害は濫罰の弊に優る、紀律勵行の結果、動もすれば輒ち濫罰に流れ、濫賞は即ち紀律の頹敗も起る、試みに賞譽多き所の監獄を見よ多くは必らず其遇囚紀律に欠如する所あるを知るへし而して其弊や行刑の至正嚴實を紊ること決して少小にあらざるなり、奸智に長じ假面に馴れ、或は怪力、制し難き所の者、或は屢々監獄も出入して懲りる所なき者等、所謂福利と稱する惡漢中の惡漢にして反つて割合に多くの賞票を以て擧置せられあるの事實あらざるか、賞票を有する者にして果して獄則を犯すが如き者、稀有のことなるか少くも當局者に於て果して盡く責任を以て其謹慎改善を保證すべき價直ある者あるか否な責任を以て之を保證し得べき者たらすんはあるへからず然るに事の實際は即ち之れに反し賞票を有する者にして往々犯則の行爲あるは如何、而かも一回のみならず二回も三回も懲罰を受けて尙は悔むることなき者あるは如何、其之れあるも當局者は殆んど怙として顧みる所なきもの、如くなるものあるは何事ぞや、三回の懲罰、尙は一個の賞票を

だに、奪奪せざるものありとは豈に驚くべき事相なるにあらざるや、犯則者の賞票、尙は恕すべし、數個の賞票を有する者にして逃走罪を犯したる者あるに至つては實に沙汰の限りと謂はざるを得ず而して當局者の説明する所に據れば此惡漢は平生、逃走危険の恐れある者なるが故に特に其檢束に戒慎する所ありたりと、逃走危険の恐れあるを知て尙は之れに賞票を附與す、是れ豈に賞票を以て暴漢を懷柔するの籠絡手段に供したる一証左なるに非ずや是は固より或る小監獄(二百囚内外を拘禁する所の)に就ての所見にして之を以て全般を推測すべきにはあらざれどもさりて又其必無を期すべからず、若し、夫れ賞すべきは之を賞し罰すべきは之を罰し其間に於て毫も或る意味を含ましむるにあらざれば縱令ひ監獄を異にし管理者を異にし又拘禁囚徒を異にするも均しく劃一なる監獄則の下に統治する所の者なる上は地方に依り其賞罰の割合るに大差あるべき等なきなり、然るよ子の實際、調査する所に據て之を見れば或る地方に於ては賞票を有する者殆んど総囚に對する三分一強の多きを占むるものあるにも拘はらず或る他の地方に於ては僅かに十分一弱に過ぎざるが如きのもあり、彼れ濫賞に非ざれば此れは即ち濫賞たるを免れず、孰れが或る意味を其間に包含しあること知るべきなり是れ豈に信賞必罰の要を得たるものならんや濫賞の結果、或は貴重なる假出獄の恩典を濫用し或は特別なる優遇寛待の惠事を妄用し終に以て嚴正適實なる行刑紀律を潰乱するに至るものに比すれば薄賞の失、尙は大に恕すべきものありと謂ふべし

賞票必すしも假出獄の伴たらず、數個の賞票を有せざるも以て假出獄の申請をなすに妨げなきと同しく極點、即ち五個の賞票を有する者に向て假出獄の申請を爲さざるも亦た固より不可あるなし、蓋し賞票は

一定期限間の謹慎悔悟を標置するものにして謹慎悔悟、必ずしも出獄の價直を喚起せず、之れに反し假出獄は均しく是れ謹慎悔悟の結果なりとは言へ幾分かまた本刑の過嚴を寛和するの一段なるが故に罪質犯狀等も亦た十分之を研究し尙は出獄後に於て果して能く此恩典を利用し得べき資格即ち財産、職業、其他凡へて社交的關係に於て間然する所なきや否やも十分、之を省察せずんばあるべからず之を研究し之を精察せむ五個の賞票を有するも必ずしも此資格を具有せざる者間々之れあるべきは勿論なり然るに當局者或は之を悟らず數個の賞票を有する者は單よ之れのみを以て假出獄申請の理由を具備したるものかの如くに思惟し甚しきは之れが申請を爲すが爲めに急に數個の賞票を併與するが如きものさへ亦た全く之れなきにあらす是れ豈に事休の宜しきを得たるものならんや

帳簿計表の類、一として勞力と金力とを要するものにあらざるはなし、されば成るべく之を省略するの注意あるべきこと勿論なりと雖ども然かも必要の事項は成るべく精密且つ適實に之を網羅するの工夫なくんをあるべからず、獨逸監獄法に則れる新式帳簿類を採用するは甚だ善し然れども徒らに其種類を増加して餘分の勞力と金力とを費やさしむるは美事にあらず、一の新式帳簿を起さんと欲せむ之を起すと同時に、須らく一若くは二以上の帳簿を廢し得るの工夫を考案せよ徒らに好事的に新式帳簿を施用するが如きことある勿れ、身分帳簿は到る所多くは既よ之を實行せり然れども僅かに其形のみにして未だ其神を得ざるもの比々殆んど皆然りと云ふも可なり、故に之を採用するの結果、徒らに煩ひを實務の上よ及ぼし結局勞、空しく多くして得る所、極めて少き一贅物たるを免れざるの實況なるもの、如し、身分帳簿は若し完全に之を整理せんと欲せむ少からざる手數と熟練とを要すること勿論なりと雖ども然かも之を要することの多き割合に、從て日常煩、繁、劇、忙なる執勢の間に在て適實に、個人的、行、刑の、要、義を徹底せんが爲めには、此帳簿に由て便益を得ること實に少小にあらずゼーパツハ先生曾て言へることあり曰く身分帳簿の監獄官吏に於けるは猶ほ羅針盤の航海者に於けるが如きものなりと果して然らむ便益と言はんより寧ろ必要と云ふを適當とす便益なるもの都合に依りては或は之を省略するを得へし、必要なるものに至ては如何なる困難あるも斷じて之を實行せずんべからず、否な若し能く其効用を了解するに至らむ之を實行せざらんと欲するも得べからざるに至り實行、巧みに之を利用せむ愈々益々其妙味の忘るべからざるものあるを自覺するに至るべきなり、蓋し今日の身分帳簿に對するの實況に三種あり曰く全く之を實行せざる者若くは、大に自我流に取捨したる一種變體のものを採用して身分帳簿を實行したりと稱する所の者、此種のもの未だ全然、身分帳簿の何物たるを知らざるもの少くも之を了解し之を認識せざるものと云ふも可なり曰く既に之を實行するも其方式に於て尙は完全を欠くものあり或は其方式は完全するも之を實行する上に於て或は熟練を欠き或は注意に乏しく要するに身分帳簿は獨り儀式に止まり管だに實効の見るべきものなきのみならず徒らに餘分の手數を費やすに過ぎずとの苦情を主任者の口より漏すことある所の者、此種の者は尙ほ少しく

研究する所あらむ大に自ら該帳簿の効能必要を了得するに至るべきあり曰く其方式に於ては既に毫も間然する所なきも未だ巧みに之を運用し恰かも羅針盤の航海者に於けるが如き必要的効能を感じ其整理の煩を忘れて只管、其効果の大なるものあるに懸懸止む能はざるの感情を起すに至らざる者、此種の者は若し百

尺半頭、一步を進むるに至らむ終に赫燂たる身分帳簿の實効を表彰し得るに至るべきなり、予輩は右第一種に屬するもの割合に少きを喜ぶと雖も亦た第三種まで進歩しあるもの、少きを悲まざるをわらず、予輩實に其第二種の部類に屬するもの多きを知る請ふ左に身分帳簿が實際に於て如何に誤解せられ如何に冷遇せられ如何に非難せられ如何に冤罪を受けつゝあるやを辨疏せん

翻譯

分房監獄ハ如何ナル標準

ニ依リ建築スヘキヤ (承前)

獨逸モアビット監獄典獄

山上義雄譯稿

監房ノ戸扉ハ樞板ヲ以テ適度ノ厚サニ造リ内面ハ鐵葉ヲ以テ被包シ視察孔ノ外食物差入口等ヲ設クヘカラス
鎖鑰ノ構造ハ堅牢ニシテ錠ヲ用イヌシテ開閉シ能ハサルモノナルヲ要ス且各監房ノ戸扉ニハ簡便ナル門鉄ヲ備付スヘシ
戸扉ノ枠ハ分房監内ニ設ケ戸ハ左内方ニ開クヘシ戸

化造トシアスハルトヲ塗抹シタル縁部ヲ設ケ其上ニ漆喰、石盤石若クハワニシ塗ノ蓋ヲ付ス縁部ト蓋トハ密着セシメ其下ニ磁製ノ便器ヲ入ル、モノトス造付便所ハ紀律及經費上ノ關係ヨリ何レノ場合ニ於テモ避ケサルヘカラス
尙ホ監房内ニ設備スヘキモノハ戸棚(監房ノ壁ニ設ク)椅子、四至乃至五リールヲ入ルヘキ水瓶、食皿、水香コップ、金屬若シクハ陶器手洗鉢、金屬製雜布桶等類ナリトス
通氣孔ハ便所ノ上ニ設ク通氣管ハ各監房毎ニ設クルモノニシテ管ハ廊下ノ内ヲ通過シ家根ニ層ニ達ス通氣孔ハ幅十二、五珊知米突高サ二十五珊知米突ノ積タルヲ要ス其他監房入口ノ上部ニ〇形ノ空隙ヲ造リ廊下及監房内ノ空氣ヲシテ出入セシムルモノトス而シテ外壁ニハ通氣孔ヲ造設スヘキモ間仕切壁ニハ決シテ之ヲ設クヘカラス
監房ノ壁ハセメント若クハ石灰ニテ塗抹ス然レトモ石灰ハ綠色又ハ空色ニ着色スヘシ石灰ハ衛生上關係アルニ依リ毎年塗替ヲナサハルヘカラス費用ハ多ク要スルモ石灰ニ代フルニベシキヲ以テセハ大ニ便利ナリトス此場合ニ於テハ燈除等特ニ注意スルヲ要ス

口ノ高サハ百九十珊知米突幅員ハ作業ヲ課スル監房ニ在テハ〇、七五米突寢監其他小監房ニ於テハ六十珊知米突ナルヲ要ス然レモ三十立方米突ノ監房ニ在テハ七十五珊知米以上ノ幅員トナスヲ可トス監房前壁戸ノ左方ニハ便所ノ位置トシテ巾六十珊知米突ノ余地ヲ置カサルヘカラス戸扉ト監房壁トノ接合(蝶番部)ハ開閉ニ依テ破損シ易キヲ以テ特ニ注意ヲ要ス戸枠ヲ木造ト爲スカ石造ト爲スカハ建築費ノ都合ニ依リ適宜ナリト雖モ地下層ノ戸枠ハ必ス石造トナサ、ルヘカラス
寢臺ハ白耳義及獨逸監獄ニ於ケルカ如ク置寢臺ヲ用ヒ分房壁ニ取付クヘカラス寢監ノ寢臺ハ鍊製簡單ナル軍用寢臺ヲ使用スルヲ可ナリトス
便所ハ監房入口ノ左隅ニ置キ監房ヲ開キタルキハ戸ヲ以テ掩ハル、如クスヘシ便所ハセメントヲ用ヒ煉

ス
各監房翼廊下ニハ凡ソ其中央ニ階段ヲ設ケ上層トノ通路ニ供スヘシ廊下ノ屋根ハ彎形ノ硝子窓ナルヲ要スヘキヤ或ハ簡便ナル構造法ノ存スルアリテ建築費ヲ節シ得ルヤハ建築技術ニ讓ラサルヘカラス
七 中央看守所
中央看守所ハ特ニ建築スルノ必要ナク監房翼接合部ニ自然生スルモノトス又之ヲ塔ノ如ク構造スルハ毫モ目的ナキモノニシテ監房翼廊下ト同一ノ高サヲ有スレハ足ルモノトス中央看守所ニハ地下層ヲ設ク其床ハ平地層ト同シク亞斯波留土ヲ使用ス
中央看守所ニハ對角ノ二隅ヲ除クノ外地下層ニ光線ヲ入ラシメンカクタメ密閉スヘカラス此建物ハ一階トナシ特ニ天窓ヲ設クルコトナク外壁ノ窓ヨリ充分光線ヲ取り得ルノ構造ナルヲ要ス
中央看守所ノ徑ハ十米突乃至十五米突トシ此所ヨリ監房各部ヲ通視スルモノトス監房翼ノ廊下ハ中央看守所ノ壁ト聯續セシム一階ノ廊下ト中央看守所廊下中央トノ間ニ事務翼ヲ聯築シ看守長ハ此點ヨリ各翼ノ勤務ヲ監督ス
中央看守所ノ平地層ヨリ各監房翼地下層及中央看守

所兩廊下ニ階段ヲ設ク此階段ハ事務翼ノ壁、看守長席ノ傍ニ設クルヲ可ナリトス

八 事務翼

事務所ノ積ハ必要ヲ程度トス而シテ教悔堂モ亦此内ニ設置スルモノトス
平地層ハ凡テノ事務室、應接所、扣所及場所ノ許ス限リハ事務用品、作業素品器具、衣類等ノ倉庫ニ充テ尙ホ余地アル場合ニ於テハ收監室及新入者浴室ニ充用スヘシ若シ余地ノ存セザル時ハ之ヲ地下層ニ移スモ妨ケナシ事務室ノ數ハ處務程規ノ異ナルト同時ニ各國其數ヲ一ニスル能ハスサレハ必要ニ依リ變更スルハ自然ノ結果ナリトス事務翼ハ中央ニ廊下ヲ設ケ其兩側ニ事務室ヲ配置ス廊下ノ幅員ハ三米突ヲ以テ充分ナリトス天井ハ火災ノ憂ナキモノヲ用ヒ廊下ノ床ハセメント若シハアスハルトヲ以テス室内等ノ床ハ木板ニテ設クルモノトス
教悔堂ニハ二階又ハ三階ヲ充用ス内部ノ構造ハ四人離隔ノ方法ニ依リ異ナルモノトス四人ヲ嚴重ニ離隔スル時ハ非常ニ宏大ナル場所ヲ要シ費用モ亦從テ著大ナリトス或ハ狀況ニ依リ各四人ノ肩ノ高サ迄仕切ヲ付シ離隔スルモノ可ナリトス教悔師ノ坐ハ之ヲ入口

ノ壁ニ設ケ樂器ハ中央看守所ニ接スル壁ニ置カサルヘカラス椅子ハ一階ヨリ初ノ二階迄圓形ニ据付シ后四チシテ前四ヲ見得サル様配置スルヲ要ス教悔堂ノ内部ハ嚴肅ノ感アラシム様裝置シ無用ノ費ナカラシムルヲ要ス

九 習學場

習學場ハ四人ノ多寡ニ依リ大小アリト雖モ一室四十人以上ヨルヘカラス又習學場ニ於テハ授業上到底嚴重ニ離隔スル能ハサルモノトス (未完)

雜錄

●監獄官練習所再設を望む

天龍居士

社會萬般ノ事業ニシテ機械的作用ニアラス苟モ人類ノ腦力ニ依リ其成功ヲ期スルモノ一トシテ實驗ノ必要ナラサルナシ就中司獄事務ノ如キハ其最タルモノトス法文如何ニ完備スルモ建物如何ニ完全ナルモ其適用ヲ失スレハ死文崩屋ト敢テ擇フ所ナシ之ニ反シテ假令法ハ不備ナルモ假令建物ハ不完全ナルモ老練

熟達ノ司獄官ヲ得ハ行刑ノ美果期スヘキナリ文字建物ハ死物ナリ其活動ノ如何ハ唯ニ當局者ノ腦力ニ存ス何レノ事業ニ在テモ熟練ノ士ヲ得ルヲ至難ノ業ニシテ專門ノ知識ハ練習實驗ニ如クモノナシ故ニ熟練ノ司獄官ヲ得ント欲セハ先ツ其人物ヲ選擇シ實務ノ研磨ヲ爲サシムルノ外策ナシトス如何ニ秀才ノ士ヲ集ムルト雖モ練習ノ方法ヲ設クルニアラサレハ決メ適任者ヲ得ルノ時期ニ到達スルヲナシ是レ獨リ司獄官ノミニアラズ他何レノ事業ト雖モ皆然リトス看守教習ノ如キハ各國其必要ヲ認メ我國ニ於テモ亦既ニ其設ケアリ然ルニ高等司獄官練習ニ至テハ曩ニ普國司獄官クルト、フオン、セーバツハ氏ヲ雇聘シ文明國ノ行刑主義ヲ輸入シ監獄ノ改良ヲ實檢センカ爲メ高等司獄官ヲ召集シ職務ノ練習ヲ行ヒタルノミニシテ氏不幸ニシテ業未タ了サルニ不歸ノ客トナリ之ト同時ニ監獄官練習所ハ廢止セラレ高等司獄官練習所ナルモノ全ク其跡ヲ留メサルニ至リタルハ我監獄改良ノ爲メ最モ遺憾ナリトス
現今監獄ノ改良進步ヲ論スルモノ口ヲ開ケハ曰ク建築不完全ナレハ改築スルニアラサレハ行刑ノ本旨ヲ達スル能ハス看守ハ其勤務ノ困難ナルニモ拘ラス得

ル所ノ俸給極テ少キニ依リ適當ノ人物ヲ得ル能ハス故ニ監獄ノ改良ハ先ツ獄舎ヲ改築シ戒護者ノ俸給ヲ増加シタル后ニ於テ期スルモノニアラス改築及増俸ノ必要ハ余モ亦之ヲ知ル然レモ余ハ此兩者ヨリ尙一層急務ナルハ監獄官練習所ナリト信ス監獄改良ノ成否ヤハ司獄官其人ニ在リ獄務ヲ改良進步セシメント欲セハ先ツ司獄官ノ養成ニ努力セサル可ラス俸給ヲ高メ高等ナル人物ヲ看守ニ採用スルモ行刑事務ハ殊ニ練習實驗ヲ要スルモノナレハ實務ノ練習ヲ爲サルヘカラス而シテ其教習ノ任ニ當ル者ハ高等司獄官ニアラスヤ此重任ヲ有スル高等司獄官ニシテ專門ノ知識實務ノ經歷ニ乏シトセンカ教習ヲ受クル看守ニ如何ナル人才ヲ採用スルモ更ニ實蹟ヲ見ル能ハサルハ理ノ然ラシムル所ナリ看守教習ノ必要ヲ認ムルニ於テハ高等司獄官ノ練習モ亦欠ク可ラサル者ニシテ高等司獄官ハ監獄ノ首腦ナリ看守ハ其四肢ナリ首腦適當ノ熟練ヲ有セサレハ四肢亦適當ノ動作ヲ爲ス能ハス看守ノ動作ハ高等司獄官精神ノ反照ト謂フヘキモノナルニ依リ之ヲ充分養成シ實務ヲ熟達セシムルハ我國ノ如キ監獄事業幼稚國ニ於テハ其緊要特ニ大ナリトス是レ余ノ監獄官練習所ノ再設ヲ希望スル所謂

問答

●刑期計算上の質疑に答ふ

在千葉 千 秋 居 士

本問は監獄學雜誌第三卷第十六號ノ誌上ニ於テ山口縣監獄署ih生ヨリ甲乙兩説各其主張スル處ノ理由ヲ附記シテ乙説ニ左胆シ後發刑ノ壹ケ年ヲ十二月ト定メ其内ヨリ己ニ役過シタル前發ノ刑五ケ月(即チ壹百五十日)ヲ扣除シ剩ル七ケ月(則チ貳百十日)ヲ執行シ壹ケ年(平年ト見做ス)ヲ十二月トス五日ノ利益ヲ與フルヲ穩當ナリトノ意見ヲ以テ乙説ヲ可トスルニアリ

予ハ山口縣監獄ih生ト意見ヲ異ニシテ甲説ニ贊成スルモノナリ其理由ハ喋々セアルモ讀者ノ己ニ了得セラルハ處ナラン明治二十三年七月二十四日ニ言渡ヲ受ケタル重禁錮一年ノ刑ハ全年一月十八日言渡ヲ受ケ己ニ役過シタル重禁錮五ケ月ノ刑ヲ通算執行スル爲メニ歴ニ從フヘキ一年(即チ三百六十五日)ヲ十二月(則チ三百六十日)トシ五日ノ利益ヲ與フルノ必要アラ

ンヤ故ニ予ハ右等ノ場合ニ於テハ後發ノ刑ナル重禁錮一年ヲ二十三年七月二十四日ヨリ翌二十四年七月二十三日マテ一ケ年トス其内先キニ執行ヲ受ケタル重禁錮五月ノ刑(則チ一百五十日)ヲ扣除シ翌廿四年二月二十三日(平年ト見做ス)滿期ト起算スルヲ相當ト思考スih生之レヲ反省セヨ

教誨

●教誨上ニ就いて

門外漢稿

教誨は囚人の遷善感化を目的とするものなれど宗教の注入のみを以て專一とすべからず凡そ教誨師たる者は一事一物も局蹙することなく胸襟を開豁になし能く克己の念を涵養し他物に對し夢ただも敵心を懷抱することなく己れを空ふして以て在監人に接し能く信用を收め彼輩をして自然と尊信せしむるの注意あるを要す信用を得ずして自己の教誨する處を傾聴せしめんとするは猶木偶に向ひて教誨することがごとく其効果を収むること能はざるのみならず動もすれば被教誨者をして反動心を發生せしむる場合なしとせ

予慎ますんをあるべからず今囚人たりし者より直聞せしと云ふことを傳聞するに其囚人の拘禁せられたる監獄の教誨師は自己の宗旨を稱揚するため他の或る宗旨を誹謗すること常なり生憎にも其誹謗せる宗旨を信向せる囚人あり教誨師の履も自己の信向せる宗旨を誹謗せしを常と遺憾とせし故終に其憤念を抑制すること能はず一日教誨師に面接を求めて宗旨上の事に就き論議し痛く教誨師を攻撃せり是より教誨師も悟る所ありしと見へ他宗誹謗の口を措せしと是れ或は囚人の捏造説に出するやも測り難しと雖萬一にも如此事實ありとせむ吾人も其不可なることを斷言す教誨師自ら他宗を誹謗するか如き不徳義のことを爲せば是れ囚人に他人を誹謗せしむる涌を作るものと云ふて可なり監獄内にては自己の位地を高める爲めに他を攻撃誹謗するか如き言行は特に忌避せざるべからず世の監獄教誨に従事する者は一言一行も最も注意あらまほし

通信

●假出獄

富山縣監獄署

右ノ者官文書偽造ノ科ニヨリ明治十九年十二月三日富山重罪裁判所ニ於テ頭書ノ通り處列ヲ受ケ來ル明治廿六年十二月二日滿期ノ處行刑以來能ク獄則ヲ遵守シ作業ニ勉勵シ改悛ノ狀顯著ナルヲ以テ其筋ノ允許ヲ經テ殘刑貳百六十一日アルニ昨十七日假出獄ヲ差許シタリ

輕微役七年

富山縣富山市大字八人町 十九番地士族 飲野 兵 江

三十三年一月

●看守教習所第四期受業生試驗成績表

兵庫縣監獄署

刑事訴訟口述	看守分掌口述	刑法筆記	監獄則筆記	合計	平均點	氏名
九五	一〇〇	九〇	九一	三七六	九四	看守宇川庄吉
九五	九五	八五	九一	三六六	九二	全福田 吉郎
九五	九〇	八五	八八	三五八	九〇	全岩井 文造
九五	八五	八五	七七	三五二	八八	全大槻萬之助

八〇	九五	九〇	八七三五二	八八全	大野敬次郎
八五	九〇	八〇	九五三五〇	八八全	勝谷卯太郎
九〇	九〇	七〇	八五三三五	八四全	山中九七郎
七〇	九〇	九〇	八五三三五	八四全	木村 吾六
九五	七〇	七〇	九五三三〇	八三全	信澤勇次郎
八五	七五	八五	七〇三一五	七九全	後呂 久吉
九〇	六〇	五〇	九五二九五	七四全	池田 讓
三〇	六〇	六五	八九二四四	六一全	江坂 行綱

備考 平均點算出方ハ四捨五入ノ法ニ據ル

●看守教習卒業

佐賀縣監獄署 深江 種光

全 野村 寛一

全 牟田 勝一

右教習中ノ處本日卒業證書ヲ授與セラル

●全上

岡山縣監獄署

岡山縣看守教習所第七回受業生試験ヲ執行セシニ
受驗者四名ニシテ就レモ及第セシニ付客月廿九日

雜報

●久米内務書記官

は本年一月以降警保局監獄課員眞木喬氏と共に監獄
巡閲の爲め九州地方へ出張中の所御用相済み本月廿
八日歸京せられたり、今其巡回順路なりと云ふを聞
くに先づ福岡縣に至り夫より佐賀縣、三池集治監、
熊本縣、長崎縣、鹿兒島縣、宮崎縣、大分縣と順次
に巡回し離島所在監獄を除く外は監獄署は勿論支署
と雖も大概遺す所なく巡回せられたる由

●現金の保管に就て

在監人の領置金銭は預金局へ預け入れ監獄に於ては
現金を保管すへからさるることに相成居るも刑事被告
人の如き出獄の時期不判明なる者出獄するに當て預
金局より拂戻しを爲すの猶豫を有せざる者あり實際
の所弁上甚だ艱難なるのみならず時よ差支ふること
あり是れ領置金の内幾分を監獄に常置保管し出獄者
に下付し得る便宜を與へられたる所以にして爲めに
一の便路を開かれたるに過ぎざるのみ然るに監獄に
よりては在監人の領置金は悉皆監獄に於て之を保管

卒業證書ヲ授與シ實務ニ服セシメタリ其人名左ノ如
シ

松井 教一 原田 保次郎

松本 毅八 樋口 伸太郎

●全上

京都府監獄署

本日第五回看守教習生卒業證書授與式ヲ舉行シ其證
書ヲ授與シタル者左記之如シ

山本 初次郎 荒木 延賀

菅野 八郎 河崎 虎一郎

土田 永吉 大江 常次郎

松井 秀太郎 増井 務

●全上

栃木縣監獄署

看守教習所授業生

看守 小川 菊雄

看守 西澤 重三

右ハ第七回第一期卒業試験ニ及第シ該卒業證書ヲ付與
ス亦小川菊雄ニハ學術優等證書ヲ付與セリ

●看守部長の勤務に就て

看守部長は支署にして看守長一人ある所に設置し以
て戒護上の監督を補缺せしむるものなりとは豫て聞
き及ぶ所なるも實際勤務方の實況を傳聞するに看守
部長は純然たる看守長の如く仕構へ其執務時間も普

し更に預金局へ預け入れさるる向あり多く支署に於て
此扱あることを傳聞す、各々相當の事由あることな
るべきも凡そ費額を定め置き此額を超過せしめさ
る様制限し此制限を格守せしめ若し豫定の費額に超
過するときは直ちに預金局へ預け入るゝことに注意
せられたし、此豫定費額は可成少額なるを要す、何
ぞなれを囚人に就ては出獄期限を前知し得るを以て
其放免期に先たち預金局より拂戻を爲し得る猶豫あ
れをなす要するに監獄にては可成現金を保管するこ
とを避けたり、不整理不始末のため監獄の体面を汚
すは多く金銭にあり近來不体裁の現出して臭名を新
聞紙上に流すこと尠からず、此不体裁不始末を醸生
する所以の理由は一に現金保管の有無のみに關せさ
るもの、如しと雖も現金の有無は幾何敷不整理不
始末の理由に關係なしとせず古人云はすや玉を懷き
て罪ありと味ふべし

通吏員の勤務時限の如く午前九時に出勤して午後五時に退署して夜間は宿直することなく夜間の戒護監督は上席の看守に放委しある向なる由此の如くんと看守部長を設置するの必要なし、否之を設けられたる精神に背くものと云はん、已に看守部長を設置する以上は夜間看守長あらざるべきは看守部長を宿直せしめて戒護上の監督を爲さしめざるへからず、看守長なく又看守部長なし夜間の戒護何を以てか之を舉行するを得ん、冀くは看守部長を置かれたる主旨を貫かれんことを

●監房内の敷物

に就ては監獄別施行細則第三十三條に於て囚人の監房には疊を敷くことを得ず但病囚及拘留囚の監房は此限に在らずとの規定を除く外は他に之が規定なし而して監房に敷物を用ふるは否とは法文の干與せざるもの、如し是れ各地に於て區々の處理ある所以なるへしと雖も或は還房後直に敷物(多く莞蔴)を用ひしめ或は就寢時間迄は敷物を許さず床板の上に正坐せしむるなり其扱區々なるよりして囚人中にも苦情懇からず吾人は強ひて敷物を許すべしと云ふ者にはあらざれども監獄に依りて其扱に相違あるは甚だ然

●書籍の看讀に就て

囚人及懲治人に看讀を許す書籍は修身、宗教、教育及營業に必要なものに限るとは監獄則の規定する所なるも其範圍極めて浩漠見解の如何によりては殆んど制限する所なきに至る恐れあり或は宗教書とし云は、小説的のもの、雖も之を許し修身書と云は、慰安的のものと雖も之を許す扱なきを期し難し殊に宗教上に關する書籍は大概許しありて其數最も多きと居れを能く此邊に注意ありたし、刑事被告人に許す書籍に就ても大に注意あるを要す、いろは文庫の如き書籍も許しある所あるやに傳聞す果して事實なるや否は保し難きも在監人には小説的否娛樂に供し得るか如き書籍の見讀は總て禁制するの注意あらんことを望む又一度に數種數冊を監房に入れ置くは獨り監房内の整理を乱るのみならず搜檢上にも其た煩累多し一度に二冊以下と限らるゝことに一定せられたし但辞書は此外とす

●服役時間は格守すべし

作業の都合に依り服役時限の伸縮を爲し得るは監獄則施行細則にて與へられたる便宜法なるも之を濫りにすへからず必ずや内務大臣の認可を得ざるへから

るへからず何れにも一定の扱にせられんことを望む斯る扱を一定にするには聯合會を利用すること其方便なるべし但個人的關係を精察して其扱を異にする義は例外とす

●特赦上請を前知せしむるの可否

特赦は天皇の大權に屬す之を上請し得るは檢事又は典獄に許されたる職權なるも其裁否は豫期し難き未必の條件なり然るに之を上請するに先たち本人の出獄後顧るべき所を問尋する等の爲め特赦せられんとすることを言聞かす向もあるやに聞く本人出獄後生計の見込又は其居住すべき場所等を問尋するは各當局者の便宜に委して敢て彼れ此れ云ふにはあらざれども特赦云々を前知せしむる一段に至ては吾人の斷く不可なるを信す、獨逸に於ても假出獄は本人より請願せしめ其出獄後自活すべき模様等を聞亂し其不可なきを認めて上申する扱ありと聞くも特赦に就ては斯る扱は之れなき趣なり要するに賞罰に關する事は特に秘密に爲し囚人をして窺知せしむるの注意あるを要す況んや特赦は於けるをや此の如き事囚人間に漏るゝに於ては監獄の紀律は決して保持し得へからず識者以て如何とす婆心ながら敢て一言す

ず然るに往々此手續を了せず、其日の科程を修了せざる者は罷役時限外に之を使役し又科程を早了する者は其時間の罷役時限前ふるにも拘はらず罷役せしめて空手工場内に坐居せしむる扱あるやに聞く、服役時限の規定ある上は前陳の如き扱は甚だ然るへからず斯る變則を便宜に應じて行ふは信を囚人に失して監獄の威信を失墜するに至るの端緒を開發するものと云ふを得へし凡そ紀律の嚴正を維持せんとせむ便宜法を避けて可成規定を遵守するを要す

●科程未済の者に給する工錢

は其爲し得たる高に應ずる割合に對するものを以てする慣例なり之に給するに科定工錢全部を以てするは違例なり就ては科程未済の者には其爲し得たる出來高に應ずる工錢を給することに爲し其科程を了はりたる者と同様料定工錢全部を以てすることを止めよ

●一種の弊風を生せしむる勿れ

在監人の間には見まね、聞まねを爲す一種の弊風生し易し之を例せば教誨を傾聴し宗教を信する化粧を爲さんがため(中には眞に信向する者あるも)珠數を買求む一人之を求むれを他囚も之に倣ひ教誨師の觀

心を得んがため競ふて珠數を買求むるに至り全監内皆珠數を所持せざる者なきの奇觀を呈するが如き又書籍にても同一種のもの(重に宗教書を競ふて購求する事状あるを致す囚人の真心より出て購求を爲さんとするを遮さるは宜しからざるなれども之れなくを教誨師の氣受け悪し、と云ふが如き感念より之を競買せんとする一種の流行は之を矯正する様注意ありたし

●役服の置場

役場又は種々の器具あり囚人の或物件を其衣服内に包藏し得るの機會は役場を以て最も多しとす其還房するに當て着服を搜檢すへきは勿論なれども尙ほ此上にも之を監房に持込せざるの注意あるを要す且艱業に従事せし者の役服は汚穢し居りて之を監房内に持込むときは房内を不潔にし猶役場にあるかことき狀況を現出す旁々役服は監房外に置場を設けて之に入れ置き監房外にて通常服と着更せしむる設備あるんことを望む

●小河監獄課長

同氏は福島より歸京後間もなく愛知岐阜滋賀京都大坂兵庫等の監獄巡閱として發程せられしも途中局長

たるものなり此等に對しても假出獄を停止すへきものなるやどの伺に對し其筋にては刑は減刑の上拘留となりたるも裁判所に於て刑法百五十五條を適用したる以上は犯罪は輕罪に外ならされは刑法五十六條の明文に依り出獄を停止すへきものありと指令ありしやに聞く

●在監人放免の際し傳染病の罹りたるものゝ處分

在監人放免に際し傳染病に罹りしもの居住地遠隔又は引取人なきときは別房に留置治療せしめ差支なき哉との伺に對し右は疾病たるの故を以て満期后監獄内に留置するは穩當ならされは通常避病院に移すへきは勿論なれども若し移送し難き事情ある場合は避病監の別室に置き全瘉の後出監せしむるも苦しからざる旨指定ありし由

●在監人領置金整理方

在監人所持金并に領置工錢は日々問斷なく收支を要し煩雜抄からされは兩種目を合せ單に領置金の科目を以て取扱ふ時は大に手數を省き便益不悞各人別の所持金及領置工錢等分明なる限りは種目合併は差支なきやどの問合に對し右は性質の同しからざる科目

の交迭あり其他公務の都合に依り愛知縣より兵庫京都を経て直に歸京せられたり

●愛知監獄の新築

全署の新築は前典獄長谷川安田の兩氏在任の頃より經營しつゝありしも毎度議會の斥る所となり居りしに現任村井典獄非常の熱心を以計畫せられ終に縣會の容るゝ所となり本年度より起工するに至りし由前項小河課長同縣を巡視せられしも専ら右に關しての調査なりしと聞く

●假出獄遵守事項違反者就て

嘗て假出獄の恩典を受けたるもの警察署の許可を得て原籍地近傍商業家の傭人となり謹慎に業務に従事中實交疾病の報に接したれば傭主の承諾を経て直ちに歸村したり然るに實父の疾病至て重体にして何時不慮の事あるやも謀られざる有様なれば其夜は一泊看病し翌日主家に歸りたるに警察官は之を犯則なりとして告發し遂に審理の末狀情を酌量し拘留十日に處する旨の宣告を受けたり而も刑法の明文に依り假出獄を停止すへき場合は出獄中更に重罪輕罪を犯したる時にのみ限る然るに本犯は刑法第百五十五條に依り附加刑監視の執行を運るゝの罪として罰せられ

に付單に領置金とするは不穩當なるへしと回答せられたる由

●別房留置人待遇

刑法附則第三拾二條に依り別房に留置せらるゝ者は主刑執行をなしたるにも拘らず待遇に至ては毫も囚人と異なることなく彼是不權衡なれば別房留置人にして真心改悛の狀ありと典獄に於て確認する時は警察官と均しく内務司法兩卿に稟請し旅費なきものには慈善費の内より歸國旅費を與へ住居なきものには居所を定むるの方法をも盡し將來監視假免の望みを抱かしむることとせんとする希望を以て當局者の意見を問ひたるに獎勵上便宜優遇を與へらるゝは差支なかるへく又行狀善良にして悛改の狀顯著なる者には慈善費を給與し旅費に供し或は居住を定むる等の取計を爲し受監視地の警察官に移牒し假免の恩典に浴せしむるの手續を爲すは妨なかるへしと答へられたり

●石鹼文字の注意

予は曩日石鹼を水にて溶解し之を以て白紙に文字を記し乾消したる後水中に投し字体の存否を試みたるに文字の顯るゝ彼の明礬の如し而して明礬は未だ監

署に使用するを聞かざるも之に反して石鹼を使用する(各署異なること雖も、掃除等)多々ありて自然囚人の直接することもあらん之が看守に當る者一層注意せざるべきは遂に囚人をして容易に密書を認め得るに至る甚しきに至ては此一片を以て在監人書信紙一面に認め置くも雖ども乾したる後は如何に檢讀針讀等の方法を以て檢査するも到底發見するを得ず尙且囚人等が種々の紙類に密に認め置き外役等の途中を機どし梯みどなし或は梯みの如くし道路に投じ外人をして拾はしむるの密計をなすも難圖殊に刑事被告人の如きは裁判所に往復するの便あり加之ならず外人よりは在監人に對し用紙差入の途あり其他密信の方法枚擧に追わらずと雖ども今更予が喋々を要せず當局者諸君は既に熟知せらるゝ處實二司監官殊に看守所たる注意せずんばあるべからず茲に貴重の紙面を借り懷友諸君に告ぐ諸君以て職務の参考に供せよ(姫路大橋彦太投す)

●北海道集治監教誨師の熱心
 鳳胤照君より小河滋次郎君に寄せられたる信書に曰
 此頃當監に三人の假出獄者を出し申候何とかし

本誌前號ノ寄書欄内ニ工藤襄君ナル論者アリ科程外作業工錢ノ範圍ニ就テト題シ科程外工錢給與ノ性質及範圍ヲ極論セラレタリ予輩不幸ニモ工藤君其人ヲ知ラス從テ未ダ親シク君カ聲咳ニ接スル能ハスト雖モ惟フニ本雜誌上ニ屢々君ノ名ヲ以テセル卓説ヲ拜讀スルヲ得ルヲ以テ見レハ必スヤ獄事ニ經驗ヲ有セラシメ方ナルヘシトハ普通ノ推測然ラシムル所ナリ果シテ此推測トシテ大差ナシトセンカ苟モ多年監獄ニ關係ヲ有セラル、君ニシテ斯ル議論ヲ蘊蓄セラシメテ嘗テ想像ノ及ハサル所ナリ予輩未ダ白面ノ書生ニシテ獄事ノ何タルヤヲ辨識スル者ニアラスト雖モ苟モ斯道ノ發達進歩ヲ希望スルノ真心ニ至ツテハ敢テ斯道ノ先覺諸君ニ一步ヲ讓ラサルノ覺悟ナリ然レハ本論ニ付テ彼是スルモ是レ又無要ナラサルヘシト信スルノ餘リ左ニ意見ヲ開陳セントス工藤君幸ニ諒セラレンコトヲ望ム

閑話休題予輩工藤君ノ議論ヲ讀ムニ其文巧ニシテ其辭可ナリト雖モ其論旨ニ至ツテハ一モ感服スル能ハサルナリ、君ハ其冒頭ニ於テ科程外作業ノ解釋ヲ下シテ曰ク科程外作業トハ服役時限外面カモ服役ノ義務ナキ場合則チ作業上作否ノ自由ヲ有スル時日ヲ云

救養を致度き覺悟にて二人は差向き小生方に寄寓せしめ相當の事業を與へ申度き積りにて夫々計畫中に有之壹人は大工にて是れは小生方に三四日寄食せしめ候後獨立營業の道を相立て申候、空知にも三人の假出獄者有之壹人は北海道に居住する親族の許に寄寓し二人は留岡教誨師方に寄食し農業に従事せしめ候由に御座候綱走にも四人の假出獄者を出し是れは何れも阿部教誨師に於て夫々心配致し居候事と存候云々

嗚呼何ぞ其熱心なる全國幾多の教誨師、此熱心を以て斯道に盡す者果して幾何がある

寄書

●工藤襄君ノ説ヲ讀ンテ
 宮城集治監 上田 次郎
 編者曰工藤君科定外作業工錢論ニ對シ本會寄書家如夢居士ノ寄稿アリト雖モ上田君ノ所論ト大同小異ナルヲ以掲載ヲ畧ス寄書家及大方諸君此意ヲ了セラレヨ

フト予ヲ以テ之ヲ見レハ此解釋タルヤ其根底ニ於テ誤謬ニ陷サリタルモノニシテ從テ其枝葉ノ理由ニ至リテモ牽強附會ノ解釋タルヲ免カルヘカラサルナリト信スレハ左ニ其點ヲ指摘シ世ノ識者ニ訂サント欲ス

抑○君○ノ○誤○解○ヲ○招○キ○シ○第○一○點○ハ○科○程○外○ト○アル○ヲ○解○レ○テ○服○役○時○限○外○ト○同○一○視○シ○タ○ル○是○レ○ナ○リ○夫○レ○科○程○ト○服○役○時○限○ト○ハ○大○ニ○其○性○質○ニ○於○テ○意○味○ヲ○異○ニ○セ○リ○、○科○程○ト○ハ○文○字○夫○自○ラ○ニ○於○テ○示○ス○カ○如○ク○科○業○ノ○程○度○ト○云○フ○ノ○意○ニ○シ○テ○監○獄○則○第○七○條○ハ○囚○人○ノ○作○業○ハ○每○囚○ノ○體○力○ニ○應○ジ○之○ヲ○課○シ○一○日○ノ○科○程○ヲ○定○メ○テ○服○役○セ○シム○ヘ○シ○ト○規○定○シ○テ○其○體○力○相○當○ノ○科○業○ヲ○賦○課○ス○ヘ○キ○モ○ノ○ト○セ○リ○故○ニ○科○程○ハ○男○女○老○若○ノ○區○別○及○身○体○ノ○強○弱○如○何○ニ○由○テ○其○程○量○ヲ○異○ニ○セ○サ○ル○ヘ○カ○ラ○サ○ル○コト○勿○論○ニ○シ○テ○或○ハ○猶○偏○重○偏○輕○ニ○失○セ○サ○ラ○ン○コト○ヲ○豫○想○シ○科○程○ノ○標○準○ハ○內○務○大○臣○ノ○認○可○ヲ○受○ケ○シム○ル○コト○ト○セ○リ○是○レ○皆○ナ○科○業○ノ○程○度○ヲ○忽○カ○セ○ニ○セ○サ○ラ○ン○コト○ヲ○期○セ○サ○ル○ハ○ナ○シ○、○如○斯○各○囚○人○ニ○課○ス○ル○所○ノ○科○業○ハ○偏○重○偏○輕○ナ○カ○ラ○シ○メ○ン○コト○ヲ○要○シ○一○面○作○業○ニ○精○勵○セ○シメ○ン○ト○ノ○精○神○ヨリ○第○二○十○二○條○第○二○項○ノ○規○定○ヲ○設○ケ○テ○科○程○外○ノ○作○業○ヲ○ナ○ス○時○ノ○工○錢○給○與○額○ヲ○無○定○役○囚○及○刑○事○被○告○人

等ト其割合ヲ同フシ工錢十分ノ六ヲ給セラルコトトセリ是レ全ク十分ノ六ナル多額ノ工錢都合ヲ得シトスルノ希望ヨリ不識不知作業ニ獎勵セシメ他日良民社會ニ伍スルノ日ニ至リテモ勞セサレバ食スヘカラストノ良習慣ニ馴致セシメントノ趣旨ニ出テシモノナルコト子輩ノ信シテ疑ハサル所ナリ、

然ルヲ君ハ服役時限ナル文字ニ拘泥シテ服役時限内ハ法律上作業ヲ強要スルコトヲ得ルナリ法律上役業ヲ執ラシメ得ル時限内ノ作業ニ對シテ何ソシ科程外ノアルベキ理アランヤ若シスルコトノアリトセバ是レ科程ノ輕易ニ失スルモノナリ當局者ノ賦課ヲ誤リシモノナリ當局者ノ過チヲ以テ尙且科程外ノ工錢ヲ與給セサルヘカラストセハ服役時限ハ何ノ爲メニ定メタルヤヲ知ラサルナリトノ意義ニ論セラルト雖モ是レ實ニ謬柱鼓瑟ノ謗ヲ免カレサルナリ何トナレハ科程ハ監獄則第十七條ニ明文アル如ク各自各異ノ體力ニ應ジ賦課スル役業ノ程度ニシテ服役時間トハ之ニ反シ各囚各異ナルモノニアラス多囚一齊ニ動作セシムル就役時ヨリ罷彼時ニ至ルコトノ規定ノ時限内ヲ云ヒテ過キサルナリ尙之ヲ再言セハ科程ハ各人各別ナラサルヘカラストセハ服役時限ハ各囚必ス同一時

間ナル性質ヲ有スルモノト云フヘシ、如斯科程ト服役時限トハ其性質ニ於テ差異アルモノナレハ君カ云フ如ク服役時限内ニ於テ科程外ノ作業ニアルベキ理由ナシトノ議論ノ如キハ探ルニ足ラスシテ何等ノ價値ヲ存セサルナリ

君ハ又曰ク定役囚ニシテ服役時限内ニ當日ノ科程ヲ終了スルモ晏如拱手シテ罷役時限ヲ待タシムヘキモノニアラスサレハ服役時限内ノ勞働ニ對スル工錢ハ宜シク十分ノ二若クハ四ナラサルヘカラスト、此間文コソ誠ニ然リ予輩モ服役時限内ハ假令科程ヲ畢ルモ寸時モ尙且袖手セシメ置クヘキモノニアラサルコトハ同感ナレハ服役時限内ノ勞働ニ對スル工錢給與ノ割合ハ常ニ十分ノ二又ハ四ナラサルヘカラスト云フニ至ツタハ最も探ルヘカラストナリ、是レ何トナレハ假令服役時限内ト雖モ賦課シタル科程ニシテ業既ニ之ヲ終了シ科程外ニ業ヲ執リ勞働スル者ニ對シテハ第二十二條第二項ノ未文ニ依リ無定役囚等同様十分ノ六ヲ給セサルヘカラスト然ラサレハ何カ爲メニ體力ニ應當セシ科程ヲ定ムルノ要アラン、何故ニ科程外工錢給與ノ規定ヲ設ケ其歩合ヲ多クスルノ理アラサルヘケレハナリ、其他科程賦課輕キニ失ズル

乎又ハ製品粗造ノ結果ニ出ツルカトノ理由ノ如キハ所謂自ラ侮リテ人之ヲ侮トルノ類ノミ深ク辨セズシテ可ナリ

君ハ又監獄則施行細則第五十二條ハ本則第二十二條末段ノ解釋ヲ下シタルモノニシテ科程外云々ノ文字ハ最も嚴格ニ解セサルヘカラスト若シ服役時限内ニ於テ科程終了後尙ホ作業セシメシ場合ニ於テ之ヲ科程外トシテ十分ノ六ヲ給スルモノトセンカ情慾ノ念慮ヲ起サシムルノ弊害意思ノ外ニ出ツルモノアルヲ推想セサルヘカラスト云フト雖モ是レ又受取難キ議論ト云フヘシ何故ニ爾ク云フ曰ク本則第二十二條ノ末段ハ施行細則第五十二條規定ノ場合ニ拘ハラズ各囚ニシテ賦課セラレタル科程ヲ終了シ尙且業ヲ執ラシムルトキハ其服役時限内ナルト否トニ由ラス總テ科程外ノ工錢即チ十分ノ六ヲ給スヘシトノ宣言ヲナシタルモノニシテ細則第五十二條ハ免役日ニ於テ炊事掃除其他看護等ニ使役シタル場合ノ給與額ヲ定メタルニ過キサルヘケレハナリ、之ヲ換言セハ免役日使役ノ場合ハ第二十二條末文ニ含有セタルヘシト解スルコソ却テ正當ナリトス何トナレハ若シ工藤君ノ説ノ如クセハ何ソ特ニ細則第五十二條免役日ノ規定ア

ルヲ待ツノ要アランヤ、免役日ノ使役ハ其科定メ外タルヤ勿論ナルヘケレハナリ然ルチ殊更ニ第五十二條ヲ設ケアルニ由ラ之ヲ見レハ免役日就業ノ他科程外ノ作業アルヤ敢テ疑ヒテ容レサレハナリ、然ルヲ尙君ハ免役日ニ自ラ請フテ業ニ就カサレハ科程外ノ工錢ヲ給與スヘキモノニアラスト云フハ畢竟未タ免役日ノ何タルヤチ解セサルノ結果ナリト云フヘシ監獄則規定ノ免役日ハ皆大祀令節國祭ノ日ニアラスヤ(其他父母ノ喪日)是レ何レモ國民ノ祝祭スヘキ日ナルヘケレハ俱ニ其慶祝祭吊ノ念ヲ起サシメントノ意ニ出テタルモノニ外ナラサルナリ況ンヤ現ニ免役日ニ當ツテ役業ニ從事セソコトヲ請フモノアルモ之ヲ許可スヘキモノニアラスト其筋ヨリ指令セラレタルノ前例モアルニ於テラヤ

右ノ如ク論下シ來レハ工藤君ノ説ニシテ可ナリトセソカ科程外ノ作業ハ細則第五十二條規定ノ場合ヲ除クノ外絶無ナリト論極セサルヘカラストニ至リ折角法定ノ恩賜モ書餅ニ屬セントス是レ立法者ノ精神ニアラサルヘシ、要之ニ科程以外ノ作業ヲ執ラシメシ囚徒ニ對シテハ其服役時限内ト雖モ第二十二條ノ第二項ニ依リ科程外トシ無定役囚及刑事被告入等ト風

様工錢十分ノ六ヲ給與スヘキ正當ト斷信シテ疑ハサルナリ世ノ識者以テ如何トナス
終リニ臨ンテ一言セシニ服役時限内ニ於テ科程外作業ヲ作セシ時ト雖モ豫メ定メラレタル一等ノ科程ヲ畢ヘ尙且役業ヲ執リシ時ニアラサレハ科程外トシテ取扱ハサルノ習慣往々實際ニ行ハルモアリト聞ク成程斯ハ一應理由アルカ如シト雖モ未ダ科程外作業ナルモノ、真相ヲ得タルモノニアラス何トナレハ科程ハ豫メ内務大臣ノ認可ヲ經タル標準ニヨリ等級ヲ立テ一等ヨリ五等及等外迄トモ各四ツテ體力及技能ニ應シ恰當ノ級ニ編入スルハ當務者ノ責任ニシテ是レカ編入ヲ爲スニ方リテハ最モ慎重ナル注意ヲ要シ輕キニ失シ重キニ過クル等ノ誤マリナカラシメヨト肝要ナリトス然リ此注意ヲ以テ適應ト認ムル等級ニ編入センカ其之レヲ昇降セシメサル時間内ニ於テ科程外ノ役ヲ採ラシメシ場合ニアツテハ其等級ノ二以下タルト否トヲ問ハス總テ科程外ノ給與ヲナサハルヘカラス然ラサレハ科程外工錢給與ノ恩惠モ其澤平等ニ行ハレスノ從テ作業獎勵ノ道ヲ杜絶スルニ至ルヘケレハナリ然レモ常ニ同一級ニ於テ科程外ノ給與ヲ爲セトノ議論ニアラス等級ノ昇降ハ當局者

ノ方寸ニアリ二等以下ニ於テ常ニ科程外ノ働キヲ爲ス者ハ之ヲ一等ニ組ミ替ヘテ可ナリ何ソノ誤認ヲ圖執スルノ要アラザヤ云々

●賞表を有する囚人の通信に就て

霞堂主人

監獄則施行細則第九十六條第二ニ所謂書信ハ一箇月ニ二通二次之ヲ爲スヲ許ストノ意義如何此解釋ニ付甲乙二説アリ
(甲) 書信ハ一箇月ニ二通二次之ヲ爲スヲ許ストハ讀テ字ノ如ク一箇月ニ二通二回之ヲ爲スヲ許スモノニテ詳言セハ二通ヲ二回ニ出スノ意ニアラスヲ二通ヲ二回出スヲ許スモノナリト
(乙) 監獄則第三十三條ニ依レハ囚人其親屬故舊ニ信書ヲ贈ルハ一箇月ニ一次懲治人ハ一箇月ニ二次トシ共ニ一通ニ過クルヲ得ス云々トノ定メアリ然ラハ則チ其施行細則ニ所謂二通二次トハ二通ヲ二度ニ差出スヲ許シタルモノト解釋セサルヲ得ス何トナレハ賞表ヲ有スル囚人ニ對シ優遇スルニ通常囚即チ賞表ヲ有セサル囚人ノ差出ス通信一次一通ヲ倍マテ二次二通ト爲サタルモノナレハナリ奈何ソ甲論者ノ

如ク二通ツ、二度即チ四倍ニ當ル通信ヲ許ス道理アラザヤト

右甲乙論スル所各其理アリ余ハ寧ロ甲説ニ同意ス今其同意スル所以ノ理由ヲ一言陳述スヘシ成程道理上ヨリ謂フ所ハ乙説却テ可ナルモノ、如ク解セラル、モ此問題ハ規則ヲ立ツルニ付テ論議スルモノニアラス唯其定メアル所ノ規則ヲ解釋スルニ止マレハ枉ケテ解釋セス文法上ヨリ眞直クニ解釋セサルヘカラス見ヨ本則ニハ一次一通トアルモ細則ニハ二通次トアリ其意義ノ異ナルヤ知ルヘキナリ又被告人否囚人ニ利益ノ點ヨリ論スルモ兩様ニ解セラル、モ甲説ノ如ク論決セサルヘカラス以上ノ理由アルニモ拘ラス優遇ニ過クルトノ單一ナル理由ヲ以テ甲説ヲ排スルハ曲解ト謂ハサルヲ得ス江湖ノ諸君以テ如何ト爲ス

●特別監視違反者處分に就て如夢居士の一言す

在大坂 洋々 散士

過日來散士謫劣を顧みず、特別監視違反者處分に就て、福原氏の一説を反駁せしに、計らざりき大方諸君の注目する所となり、曩に水沼寒生の批評あり、又

本誌第三卷第十五號に於て如夢居士の辨護あり散士は此の好敵手を得たるを以て欣喜雀躍で茲に之を謝す、然れども散士は未だ如夢居士の議論に感服する能はず、依て尙進んで一撃を試みんと欲す居士は大審院にて特別監視違反者を刑法第百五十五條に照し處分したるの判決例を示し、曰く大審院は法律の解釋を統一ならしむる所なるを以て、下級裁判所は、法律に係る大審院の判決には従はざるを得ずと、誠に然り、散士が論ずる所の主旨是れに外ならず、既に大審院に於て有罪の判決を下したる以上は之に對し、特別監視違反者は如何ともするの途なく到底無罪たることを得ざるや瞭なり、且居士が云ふ如く下級裁判所は常に大審院の判決に従はざるを得ざるを以て又無罪の判決を爲さざるべし、此に於て歟今日實際上特別監視違反者は刑法の制裁を受くるや明了なり、然るに居士又曰く大審院の判決は認りなり、故に學者の輿論は遂に大審院の判決例を動かすことなしとせずと、散士以爲らく今日學者の所論二派に別れたり一は特別監視違反を以て刑法罪に問ふは學理に適合せずと云ひ、一は刑法罪に問ふの可なるを主張せり、未だ學者の輿論として一の歸着

する所を見ず、然れども立法者の趣旨は現行刑法第百五十五條を以て、總ての監視違犯を罰するの項とせり、然るに居士は薩埵正邦氏の刑法講義を披萃して三個の理由を擧げ特別監視は附加刑にあらざる旨を陳述せられ且特別監視を以て、刑の性質を有するものとせむ囚人獄則を護守し改換したるが爲に、一の刑を科せらるゝものと云はざる可らず豈に奇怪ならずやと、散士茲に居士が説に對し聊が速ふる所あらん、抑も假出獄なるものは囚人獄則を護守し改換の狀あるときに限り出獄せしむるものなれども、元司獄の官吏神明にあらず、豈に謬りなしとせんや是れ未必の條件を以て、其の刑を免したるものなれを幸にして不良の行狀なく、其の刑期間を經過すれば則ち其の効既往に溯り假出獄を許したる時より既に刑期の終りしものと云はざるを得ざるなり、加之ならず之を刑法に依て處分す可らざるものとせむ、假令其の執行を遁れたる者あるも他に一も之が制裁あることなし、然らむ即ち其規則を遵守するもの幾き希ならん豈に斯の如き理あらんや、而して假出獄あるものは彼の水沼寒生が云ふ如く刑の減輕にあらざる又刑の消滅にあらざる、最も寛大なる刑の執行と云

ふこそ適當なれをなり、依て散士は特別監視は本刑を執行せざる換りに更に守るべき處の條件を規定せられたるものなり、彼の將來改正せんとする處の刑法草案第百八十條附加刑中既に特別監視違犯者を罰するの規定あるに非ずや、果して居士が云ふ如く改換したるが爲一の刑を科するを不可と云はゞ豈に法律の進歩せる今日又如斯學理に悖戻する條項を明瞭に設るの必要あらんや、然るに之を設くるもの豈偶然ならんや、而して居士又曰く大審院が刑法第百五十五條に依り處分せしは、意ふに特別監視の規則に違犯したるものを不問に附するの不可なるを知り、法律の不備より生ずる不都合を避んが爲め比附援引したるものにはあらざる歟と、散士は茲に至て殆ど驚愕措く處を知らず、嗚呼何ぞ居士臆測の大膽なるや抑も大審院は我國最高の法術にして、下級裁判所の摸範とならざる可らず、然るに萬一にも居士が云ふ如く大審院に於て刑法第二條の規定あるにも拘はらず、法律の不備より生ずる不都合を避んが爲に故意を以て無辜の人民を罪に陥れしものと云はゞ其の當時判決を下せし大審院判事は、法律上の罪人と云はざるを得ず、豈に如斯の理あらんや、大審院は

大審院の解釋を以て、判決を下せしのみなり、次に居士は解釋を分て立法の解釋、裁判上の解釋、學者の解釋と三個の區別を設けられたり、而して三個の解釋中居士は何れを正解と思考せられしや、單に嚴格に解釋せざる可らずと云ふのみにては、實に曖昧模稜にはあらずや、散士は未だ解釋に三個の區別あるや否やをを知らずと雖も、法律真正の解釋は一個の外無之と思考せり而して居士の所謂學者の輿論は大審院の判決を動かす云云の語より案するときは、居士の解釋は三個の中、學者の解釋と云はざるを得ず果して然らむ裁判所特種の解釋なる者ありや、散士は頗る疑なき能はず、假令裁判官と雖ども學理に依らざるを得ざるや瞭なり、苟も居士が云ふ如く別に裁判上の解釋なる者ありとせむ、居士の説は常に裁判官の説と反對の位置に居らざるを得ず、然らむ裁判官は尙更特別監視違犯者には無罪を言渡さるるなり、而して居士は大審院は特別監視違犯者を不問に置くの不可なる云云と居士は重輕罪を犯さるるも其の出獄を停止することを得ると云ふにあらざるや然らば豈不問に付すると云ふことを得んや、如斯論じ來ては執拗なる居士も争を置て理解せしならん、

次に重輕罪を犯さるる以上は、假出獄を停止することを得ずと云ふ散士の説に對し、尙反駁ありたり而して居士は冒頭に福原氏と意見を同ふし且同氏に代て辨護をなすと云ひながら、其の理由大に福原氏と異れり今之を摘發し以て居士をして、釋然たらしめん、福原氏は曰く第一假出獄は其の名稱の通りなれそ若し其の規則に違犯するものあれば、何時にても出獄を停止し得、第二假出獄を停止(與獄に)したるときは其の狀を内務司法兩大臣に詳具すべきなりと云ふにあり、然るに如夢居士は出獄を停止し得ると云ふ第一の點に於ては福原氏と同意見なりと雖ども、然れども之を停止せんとするときは豫め内務司法兩大臣の認可を経ざる可らず、且重輕罪を犯さるるもの、出獄を停止したるものに對しては、出獄中の日數を刑期に算入すると云へる、井上探氏の説を引用せしにあらざるや、然らむ其の手續に於て福原氏と説を異にするのとならず、重輕罪を犯さるるものに對して出獄を停止したるときは刑期に(刑法第五十一條)算入すると云ふに至ては、嘗て福原氏の唱ふる處にあらざるなり、嗚呼居士は猥りに他人の説を辨護して却て他人の説を偽くるものと云はざるを得ず、然れども

尙散士は居士の説と異なるを以て以下之が妄を辨せ
 ん免幽閉の例を擧げて、詳論せられたれども、免幽
 閉に對する規定と假出獄に對する規定とは、其の性
 質大に異なるなり、依て適當の例證とするに足らず何
 となれを幽閉を免するは刑法第二十一條にある如
 く、國事犯に用ゆるものにて、常事犯に用ゆるもの
 にあらず、無期流刑は五年有期流刑は三年を經過す
 るの後行政處分を以て、其の幽閉を免することを得
 るに假出獄は之に反し停止する場合(刑法第五
 十六條)の規定
 あり、豈に規定の外に走ることを得んや、故に監獄
 則施行細則よ於ても免幽閉には取消すべき手續の規
 定なしと雖ども假出獄よは判然同細則第二拾七條に
 停止手續あり、然らば免幽閉中重輕罪を犯すも雖ど
 も其の免幽閉を取消し得可らざることは、刑法附則
 第拾五條に依て明なり、曰く流刑の免幽閉を免せら
 れたるもの再び罪を犯したるときは本刑期限内と雖
 ども島地に於て、直に其の刑を執行すべしと此の法
 文に依るに免幽閉を停止するにあらざるの意自ら顯
 はるべし即ち所謂る直に其の刑を執行すべしとは是
 れ免幽閉を停止せずして直に後犯の刑を執行するを

云ふなり、然らざれば直ちにの謂全く無用に屬すべ
 けれをあり、若し又免幽閉を停止するの趣意ありと
 せし直に後犯の刑を執行すべしと云ふことを得ざる
 なり何となれを再犯又は數罪俱發の例に准じ第九拾
 五條第百二條に依り、先づ其の刑の重きものを執行
 すべけれをなり、而して此の説たるや法律學士井上
 探氏の唱ふる處にして散士も同意見あるを以て茲に
 反對者に示す、次に居士は刑法第五拾一條を引用し
 て、重輕罪を犯さざるもの、假出獄を停止したるど
 きは、刑期に算入するを嗚呼散士は是に至て、再び
 驚愕せり何となれを刑法第五十一條は刑期起算點を
 規定したるものにて、假出獄中の日數を刑期に算入
 するとの意味なし、苟も居士が云ふ如く刑法第五十
 一條に顯然明文あらむ又何を疑義を要せんや、居士
 は井上氏の説を剽竊せんと欲して謬りしものならん
 井上氏は曰く重輕罪を犯さざる場合即特別監視規則
 に違犯したるときは、其の出獄を取消することを得べ
 しと雖ども此の場合に於ては、法律に於て當然之を
 取消すことを得ざるを以て之を取消さんとするとき
 は行政の處分を以て特別に之を取消さん可らず又
 其の出獄中の日數は刑期に算入すべきなり是れ疑義

ある場合なるを以て被告人の利益に解釋するの原則
 に循ふなりと、此の説確乎たる理由の存するなく未
 だ以て正確の解釋と稱する能はず、散士は尙反對の
 意見を有するなり、何となれば特別監視違犯は元と
 輕罪なり、輕罪は刑法第五十六條に明文あり、明文
 に依て出獄を停止し出獄中の日數を刑期に算入せざ
 るは勿論なり、以上論述の外免幽閉中更に重輕罪を
 犯したるものあるときは免幽閉を取消し得可らずと
 云ふに就ては、其の理由他日を俟て、詳論する所あ
 らん、今や筆を茲に擱し反對者の睡夢を醒すと云爾

杞憂生ニ忠告ス

佐原生

世ニ杞憂生ナル者アリ本誌第三卷第十六號ニ府縣典
 獄ニ注意ヲ望ムト題シ監獄官練習所第二回受業生ノ
 意見ノ行ハレサルコトヲ痛論シ且監獄改良ニ付テノ希
 望ヲ述ヘラレタリ余ハ之ヲ通讀シ聊カ感スル所アル
 ヲ以テ杞憂生ニ向ヒ一言忠告ノ勞ヲ取ル
 余ノ考フル所ニ依レハ杞憂生ハ第二回ノ卒業生ナラ
 シト推想ス而テ其意見ノ行ハレサルヲ遺憾トシ之ヲ
 世ニ訴フルハ尤ノコトニテ左モアルヘキコトナリトス然

レモ其信スル所ノ意見行ハレサルニモ拘ラス受業生
 ハ眼ヲ眠リテ其時機ノ至ルヲ待ツヨリ外アラサルナ
 リト斷念スルニ至テハ余ハ杞憂生ノ銳意熱心ナラサ
 ルヲ惜ム成程職務ヲ行フニ方テハ上官ノ指揮命令ニ
 從フヘキハ勿論ナレドモ或ハ職務上改良ノ意見ヲ上伸
 シ或ハ職務外ニ在テ監獄改良ノ事業ヲ企ツルコト敢テ
 難キニアラサルヘシ果テ然ラハ職務ヲ行フ上ニ於テ
 ハ漸次改良ヲ圖リ他ノ一面ニ在テハ監獄改良ノ機關
 トシテ自ラ任スル一二ノ雜誌アルヲ以テ已カ是認ス
 ル所ハ之ヲ雜誌ニ投シ以テ汎ク識者ノ判定ヲ請フヘ
 シ何ソ眼ヲ眠テ時機ノ至ルヲ俟ツヨ要センヤ
 倍受業生ノ多キ諸君中ニ在テハ素ヨリ經驗ニ富ミ學
 識モ亦優等ナル若少カラサルヘシ故ニ今日改良上ニ
 於ケル功勞大ナルコト吾人ノ認ムル所ナリ然リト雖
 モ受業生ハ皆優等ナリト云フ能ハス中ニハ劣等ノ者
 モアル故ニヤ人ヲシテ半ケ年苦學シテ如何ニ能力ヲ
 發達セシヤ又卒業生カ實地ニ於ケル働キ上如何ナル
 効果アリヤトノ疑ヲ抱カシムル者ナシトセス杞憂生
 ノ云ハル、通り練習ノ費用大ナリ半ケ年ノ學期短シ
 トセス之ヲ思ヘハ卒業生ハ今日眠ルヘキ時ニアラス
 請フ改良上ニ付意見ノアル所ハ筆ヲ執テ之ヲ世ニ聞

へ否ラナレハ卒業生ノ價值半文ノ直ナキニ至ラシ
附言 余ハ杞憂生ニ對シ元ヨリ恩怨アル者ニアラキ
レハ敢テ悪マレ口ヲ叩クニアラス余カ知ル受業生
中反省ヲ促シ度者アルヲ以テ杞憂生ニ忠告スルト
同時ニ一言セシモノナリ請フ諒焉

如夢居士ノ質疑ニ答フ

浪華生

世ニ如夢居士ナル論者アリ一事ヲ再理シタルトキハ
其結果如何ト題シテ同一事件ニ付二個ノ裁判相抵觸
シタルトキハ前後何レノ裁判ヲ以テ正當トナスベキ
ヤトノ義ニ付一事不再理ノ原則ヲ引援シテ其救済ノ
方法ヲ世ニ訂サレタリ予輩素トヨリ識者ヲ以テ任ズ
ルモノニアラズト雖モ法學ノ一斑ヲ講究セントノ希
望ヲ有スルモノナレバ嗚呼ケ間敷ニモ自ラ識者ヲ氣
取り左ニ答辨ヲ試ミントス居士幸ニ一讀ノ勞ヲ垂レ
ラレンコトヲ

ベシ然レ日本誌記者ニシテ之ヲ登載スルカラニハ是
レガ答辨ヲ汎ク社會ニ需ムルノ精神ナルベシ故ニ
予輩モ其心シテ之レガ答辨ヲ爲サン
抑モ刑事訴訟法第三百十七條キ曰ク刑ノ執行ハ判決
確定ノ後ニアラザレハ之ヲ爲スコトヲ得ズト第二百
二十八條第二項ニ關席判決ヲ受ケタル者ハ其判決ニ
對シ故障ヲ申立ツル事ヲ得、又次條第二百二十九條
ニ故障申立ノ期限ハ三日トス(中畧)禁錮ノ刑ヲ言渡
シタル判決ニ付テハ被告人自カラ其送達ヲ受ケ又ハ
判決執行ニヨリ刑ノ言渡アリタルコトヲ知リタル日
ヲ以テ始マルトアリ是レ皆吾刑事訴訟法ハ其原則ニ
於テ彈劾主義ヲ採用シタルモノナルコトヲ證スルニ
足り、被告人ニ辨護權ヲ與ヘ故障上訴等ノ道ヲ開明
シ個人ノ自由名譽ヲ尊重シタルモノナルコト知ルヘ
キナリ、依是觀之ハ本犯關席判決即チ重禁錮一月十
五日ニ處スルノ宣告ハ未ク故障ヲ爲スコトヲ得ル期
限内ニアルモノニシテ其確定ノ効力ナキヤ明ラカナ
リ、確定ノ効力ナキ判決ニ對スル一事不再理ノアル
ヘキ理由アルベカラサルナリ尙之ヲ詳説セハ一事再
理トハ同一事件ニ付同一被告人ニ對スル二個ノ確定
判決ノ相併立シタル場合ニシテ(第一)二個ノ判決ハ

ニ判決アリタルコトヲ知ラズ審理ノ未相當ノ刑ヲ言
渡シタルモノニシテ斯ル場合ニ於テハ如何ニシテ之
ヲ矯正スベキヤト云フニアルモノ、如シ予輩熟ク本
間ノ場合ヲ案ズルニ實際上ノ問題トシテハ受取ル能
ハザレナリ何トナレバ事實上決シテ斯ル場合ノ生出
シ得ザルベケレバナリ尙之ヲ詳説セバ本犯ノ自首ヲ
受ケシ裁判所ハ如何ニ犯罪ノ地即チ犯罪事實ノ生シ
タル地トハ隔絶セルモノト假想スルモ自首ヲ受理セ
シ裁判所ニ於テ苟モ之レガ審理ヲ爲ス上ニ於テハ犯
罪事實ノ有無及被害者ノ誰タルヤヲ取調フルコト勿
論ニシテ唯犯人ノ供述ヲノミ證憑トシテ有罪ノ判決
ヲ與フベカラザルコトハ吾刑事訴訟法ノ命ズル所ナ
リ若シ又其犯罪ノ事實ヲ審糺セズシテ刑罰ヲ適用ス
ルガ如キ裁判所アリトセバ是等ハ實ニ法律ニ背反シ
タル裁判ト云フベク、其裁判ヲ爲シタル裁判官其人
コソ眞ニ曠職ノ謗リヲ免カレ能ハザルモノト云フベ
ク、從テ其判決ノ無効タルヤ敢テ予輩ノ説明ヲ要セ
ザル所ナリ是レ即チ本問ノ如キ場合ハ事實上決シテ
不可得在ト云フ所以ナリ、如斯說明シ來ラバ本問ノ
質疑者ハ恐ラク實際ヲ通曉セザル論者ナラズンバ所
謂空中樓閣ノ假想問題ヲ世ニ訂サレタルモノト云フ

確定ナラサルヘカラス(第二)同一事件ナラサルヘカ
ラス(第三)同一被告人ニ對スル場合ナラサルヘカラ
サルコト是レナリ若シ其一ニシテ歎クルアラシカ一
事不再理ノ原則ヲ應用スヘカラサルコト勿論ニシテ
是レ即チ法律ハ確定判決ハ絕對的ニ眞理ナリト法
定ノ推測ニ基クモノナルヘケレハナリ然リ果シテ然
ラハ何ツ本問ノ場合ヲ稱シテ一事不再理ノ原則ト確
定判決ノ効力ト衝突シタリト云フヲ得ンヤ其同一原
理ニ出タル二原則ノ相併立セシメシコトハ到底鬼神
ニアラサル人智ノ能クシ能ク所ナランヤ故ニ予輩ハ
云ハノ一事不再理ノ原則ハ確定判決ノ効力ノ結果ナ
リ既判力ハ絕對的ニ法効ヲ有ストノ法律上ノ推測ヨ
リ一事不再理ノ格言依テ生シタル所以ナリトス
要之ニ本問質疑ノ如キ問題ハ實際上生出シ得ヘカラ
ス故ニ深ク研究ヲ要セサルヘシ長シ又何レノ地カ斯
ル場合ノアリトスルモ一事ヲ再理シタリト云フコト
能ハスシテ前ノ關席判決ノ確定セサル以前即チ法効
ヲ有セサル前ニ方ツテ第二ノ裁判確定シタルモノナ
レハ其ノ後ノ判決ノ前ノ裁判ニ勝ルノ効アルヤ勿論
ナリトス
付言 刑事訴訟法第三百一條第二ノ場合ハ同一

事件ニ付共犯人ニアラスシテ刑ニ處セラレタル者二人以上アル場合ヲ規定シタルモノナレハ本

問ヲ決スル資料トナラス故ニ曠々セヌ

統計

●明治二十六年二月々末現在全國在監人員

廳府縣名	人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合	計
警視	三,五三〇	九六六	二五	三五七	一一	四,八八九	
北海道廳	七〇四	三四二	一	六七	四	一,一八	
東京小笠原島	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
京都	二,一二五	三二〇	九	五四	一四	二,五二二	
大阪	三,五二二	八八三	四一	四一〇	三七	四,八九三	
神奈川	一,三一四	一九四	一三	二二四	一七	一,七五二	
兵庫	二,五三八	四九一	二八	一七〇	一九	三,二四六	
長崎	九二三	一九三	一	三〇	三	一,一四九	
新潟	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
群馬	九一七	三二七	八	三〇	七	一,二六三	
埼玉	一,一七一	二一四	八	三〇	七	一,四三〇	
千葉	九四一	三三四	六	一九	七	一,三〇七	

廳府縣名	人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合	計
茨城	一,一七九	一七七	一	一七	〇	一,四〇三	
栃木	九六五	二七七	一	六六	〇	一,二七〇	
三浦	五七六	一三七	〇	六六	〇	七八六	
愛知	一,四四六	一六九	一六	二二	三	一,六五一	
靜岡	二,〇三三	五〇五	三三	一六	一五	二,五八五	
山梨	一,一八六	二二九	三	四	一	一,四二六	
滋賀	四七二	一八三	一	八	二	六六八	
岐阜	一,二三八	二〇五	一	六九	一	一,五三三	
長野	八二四	二一七	二	五	〇	一,〇五七	
宮城	一,二七七	四五一	二	三六	六	一,七七二	
福島	八三七	三四三	一	二四	四	一,二一二	
岩手	一,二二六	二六二	一	二〇	一	一,五一五	
青森	四五八	九一	一	三	一	五五三	
山形	七〇六	一二一	一	二	一	八五三	
秋田	七二二	二二〇	一	七	一	九五〇	
石川	四九五	四四	一	五	一	五四六	
富山	四七七	八六	一	〇	一	六〇二	
鳥取	五四六	八四	一	五	一	六四六	
島根	八四一	一〇八	一	一	一	九七一	
岡山	九五七	八九	一	五	一	一,〇六四	

統計

岡山	廣島	山	和歌	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒	沖繩	東京	宮城	三池	兵庫	北	海	
岡山	山口	山	山	山	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川	川
一八五二	一七九七	一〇七二	一〇九三	一六六九	一五九七	一三〇七	一二九一	一六四一	一〇五九	五九七	九四七	四五四	五〇六	一三二二	一七〇〇	一六四八	三七九	二二三〇	二四八〇	
二三二	三九六	二〇二	一四三	一六九	二四二	一九八	一八五	三四五	一七三	二〇一	二二三	六五	一四七	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
三五	三五	三五	三八	九	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一七	四三	一三	二〇	六	二二	一三	二二	二〇	二二	二一	四二	一五	一七	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
一六	一九	四	七	二一	二八	九	九	七	七	五	六	一	一	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	
二二	二五	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二二	二五	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二二	二五	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二二	二五	八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

四十四

道	計
一、二八四	七六九
六四、二七〇	一一、二〇六
二五一	二一、〇四九
三五四	七八、一三〇

蒼海一滴

此の欄は我が清浦奎堂先生が歐洲巡遊中に於て調査せられたる警察監獄に關する諸般有益の事項を以て記載するか爲めに之を設けたるものなりとす、而して其の事項は總へて先生が英、佛、獨逸、奧地利、白耳義等歐洲各國到る所の有名なる専門家に就て親しく諮問せられたる所のもの或は其の躬ら視察せられたる所のもの又は之れに對する先生の意見を述作せられたる所のもの若くは其の談話を筆記したる所のもの等にして或は警察に關し或は監獄に係り縱横探掇、所謂隨て得れば隨て記するものなるか故に固より彼の類目を分列して秩序的に排纂するものとは同しからざるべきは勿論なり是は讀者の豫め諒知するあらんことを望む所なり、要するに先生の精を取ること多くして意を注ぐこと詳密且尙遠なる本欄掲ぐる所のものを一讀して其一斑を知るを得へし誠には是れ青箱中物の物、句々皆以て斯道の要略となすに足る今や世人殊に予輩斯道に従事する所の者其の片玉を得るも奉して拱壁と爲さるは莫きの際に當り本會幸に斯る貴重の賜を受け且つ特に之を本誌に掲げて廣く讀者に割愛するの許可を得たるは實に本會無上の光榮とする所なり而して其の惠に浴する者豈獨本會のみならんや

警察監獄學會記者 識

看守教習の就て

奎堂先生問ふて曰く看守教習の事近時監獄社會の一問題たるもの、如し之れに關する高見を聴くことを得

クローチ老翁答へて曰く看守教習の事實に近時の一問題たること貴説の如く現に先年羅馬に於て開きたる萬國監獄會議の節にも或る委員より此問題を提出し大に會同員の注意を惹き起したるもの、如く爾來各國到る所、此問題に就き多少の考案を運らし又種々の方法を試みつゝあるの實況なり、蓋し紀律の張弛は看守の良否に關すること大なるが故に成るべく適當の人物を得て其職務に訓練養成するに至らしめんこと固とより必要なりと雖ども鄙見に依れを看守教習として彼の伊太利等に於て實施したるが如く殊更に中央學校を首府に設け幾多の時日と少からざる費用とを此に費やし若干の守監候補者を卒業せしめて之を各監獄に分遣する仕組の如き其事自身は敢て非難すべきことにはあらざれども然かも斯くの如くにして果して能く十分、適實なる看守を養成し得らるべきや、能く嚴正なる紀律に馴成せしめ得らるべきや、將た尙は能く進んで實務の上に忠實を勵まざしむることを期し得らるべきや、甚だ疑ひなき能はざるなり、抑も看守の職務は其性質として幾分か行刑事務に關係を有す否影響を及ぼさざるを得ざるべきものなるを以て一と通りは學理的に行刑事務の何物たるやを了解せしめ置くこと必要なりと雖ども這は別に仰々しく學校などを設け貴重なる幾多の時日を此に費さしめて教習薰陶を施さずとも他に十分此目的を達し得る所の方法あるを信ず他なし先づ看守志願者を候補に補する時に當て能く其人物を精選せよ我國殊に我監獄に於ては幸に此點につき大に利便を得ることあり即ち看守を志願する者概して兵役満期の下士兵卒等にして是等の多くは身体強壯精神活潑、能く紀律に馴れ能く劇勞に堪ふ且つ普通の教育は大概在營の間に之を卒へ品行の良否は上司之を証明し其動作其姿勢は以て十分に戒護官吏たるの威嚴を保持するに足る語を換へて之を言へば我監獄に於て採用せんと欲する所の看守は之を補選する時に當て既に看守學校に於て教習すべき科目の

大半を卒業し居る者なり故に此内より精選する所の人物は普通志願者を數月間、看守學校に於て養成し得たる者に比し寧ろ優るあるも決して劣れりとは謂ふべからず、精選したる所の人物は直ちに之を實務に就かしめ、最初は先づ檢束一方の夜勤に従事せしめ數月を経て暫らく上級老練なる看守の補助として日勤に就かしめ、上級看守をして彼れが教師たり、看守長をして彼れが訓導たり、典獄自らも亦た彼れが講師となり教官となつて或は勤務監督の際に於て或は點檢訓示の時に於て或は休憩賜暇の機會を利用して諄々能く教へて倦まざるの注意を用ひなむ必ずや實務的に彼れ看守をして其職務に通曉せしめ易すく所謂、勞、少くして得る所、多き結果を見るべきなり予、常に聞へらく看守に適當の人物を得ざること必ずしも深く憂ひとなすに足らず又適當の人物を得たりとて以て大に安慰するに足らず蓋し適と不適とは必ずしも看守其者に存せずして典獄看守長、日常の薰陶如何に關すること最も大なるを以てなり、尊大、自ら居るの典獄、自ら獄事の真髓を解せざる所の看守長、斯くの如き者の下に如何ぞ能く適當の看守を養成し有爲の人物を留職せしむることを得べけんや、人或は之を察せず單に學校的教習に重きを置き之を卒ふれを即ち適當なる看守を得らるべしと信ず誤れりと云ふへきなり、看守學校の旨趣、若し果して看守學士或は看守博士を養成せんと欲するに非ずとならざるを寧ろ鄙見の如く最初、適格と信認すへき人物を精選し之をして直ちに生産的實務に従事せしめ其傍らに於て漸次之を教養し終りに以て忠實老練なる長看守たるに至らしむるを可となすにあらざるや之を要するに予の主義とする所は成るべく少數適格の看守を用ひて實務の擧がるを期し務めて冗費を省き冗員なからしめ適格の看守に向ては出來得らるゝだけ多くの俸給を給與せんと欲するにあり、薄給を以て彼の繁勞劇甚の職務に従事する所の看守に備はらんことを求む是れ我監獄社會の通弊にして實際、亦た止むを得ざるの事情ありと雖ども然かも此通弊の去らざる間は如何に試験を嚴にし如何

に學校を起し教習を密にするも到底目的を達すること甚だ困難なるべしと信ず寧ろ學校教習の費用を移して之を俸給増加の費目に充つること却て人物養成の策を得たるものなるにあらずや、概括して之を言へば予が貴問に對するの意見は實に左の如し

(第一) 看守志願者は成るべく現役滿期の下士兵卒等の内より之を採用すべし

(第二) 最初六個月間は見習として之を用ひ實務に従事せしめつゝ尙ほ事に就き物に當て懇々諭示教導を加ふる所あるべし

(第三) 見習試査の期間に於て到底、適任なる看守となるべき見込みなき所の者は容赦なく之を解職すべし

看守教習の事、予は之を甚だ困難なりと認めず我配下の看守長は實に彼れ看守の良教師なるを信ず能く彼れを養成熏陶し得るの技術あるを信じて疑はず予自らも亦た常に彼れの教導者たる心得を以て彼れを待ち機會あれと即ち親しく彼れを教誨し彼れを指揮す或は彼れを一堂に集めて講演を爲し或は彼れを事務堂に延いて談話をなす之れに由て尙ほ其職務に通曉熟達せざる所の者、是れ既に始めより看守たる能力に欠如するものあり、縦令ひ學校に入り教習を受けしむるも亦た終に看守たる能はざる所の者なり、苟くも普通の教育を受け普通の能力ある所の者、豈に予が前述する所に由て其職務に通曉熟達する能はざるの理あらんや、閣下若し予の言を疑はゞ請ふ行て我が配下に執務しある所の幾多の看守其者に就て精檢する所あれ(翁の得意、想ふべし、然れども事實は即ち歴々翁の言の過まらざるを証明す健羨に堪ふべけんや

筆者
附記

(以下次號)

警察監獄學會出版物廣告

司法次官清浦奎吾君序文
 東京集治監典獄石澤謹吾君序文
 宮城集治監典獄八木秀太郎君跋

內務省備獄務顧問故フラン、セー、パツ、ハ君序文
 內務書記官文學士久米金彌君序文
 小河滋次郎君編著

第五版 日本監獄法講義

完
 洋裝美本金字入紙數四百五十二頁定價金一圓五十錢非常廉價金六十錢
 五錢全國無送料但四ヶ月々賦拂込テ諾ス本支署長又ハ各課及書記
 看守長諸君ヨリ申込ノ外ハ前金ヲ要ス

本書ハ本邦監獄申、施行細則及看守以下監獄吏員分掌例ニ據リ逐條泰西監獄學ノ新説及各國ノ監獄法規等ヲ比照參酌シテ條文ノ意義、立法者ノ精神ヲ注疏訓解シタル新著書ナリ著者ハ久シク職ヲ內務省警保局ニ奉シ多年、治獄ノ實務ニ當リ尙饒ニ監獄官練習所ノ譯官トシテ常ニ內務省ノ獄務顧問タル獨逸監獄學士ニ親炙シ益々斯道ノ研修ニ淬勵セラル故ニ其述作スル所ハ獨リ理論ニ涉ラス亦々實際ニ迂闊ナラス、或ハ歐米諸大家ノ所見ヲ考證シ立論ノ根據ヲ固メ或ハ本邦內務省ノ指令通牒若クハ當局者ノ意見等ヲ參酌シテ實例及立法ノ精神ノアル所ヲ開明シ、苟クモ本邦治獄ニ關ル要項ハ細大、網羅シテ亦々餘蘊ナシ、故ニ各地方獄務講習所等ニ於テ參考書教科書トシテ最モ適當ナルハ勿論治獄改良ノ信ス若シ夫レ議論ノ該博痛快ナル、行文ノ流暢明晰ナル、叙次体裁ノ完整秀美ナルカ如キハ一讀ノ上讀者ノ判定セラル、所ニ任カス

前警保局長小松原英太郎君演述

再版 監獄費國庫支辨論

完
 (定價金八錢)
 全國無送料

司法次官清浦奎吾君序文 宇川盛三郎君序文 小河滋次郎君反譯

再版 獨逸監獄管理法

完
 (定價金四十五錢)

静岡縣知事小松原英太郎君序文
 内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
 内務省書記官文學士久米金彌君序文
 内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

必携 看守 獄務提要 完

○豫約法

○製本 〔本文 上等日本洋紙 表紙クローズ金字入〕

○定價 一部金五十錢

○一府縣内看守押丁 一部金二十四錢

○諸君全員購讀 本會支辨

○運送費 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記看守長本會會費 取纏主任ノ諸君ヨリ一纏メ申込ミノ分ニ限ルヘシ

○送金

全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四ケ月(一ケ月金六錢)割拂込ヲ諾ス。送金ノ節ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛送付セラレタシ。通運便ヲ以送金セラル、片ハ其持込賃ヲ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向ケ送金セラレタシ。申込ノ順序ヲ以テ郵便、氣車、氣船便ノ内冊數及土地ノ便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

○發送

静岡縣知事小松原英太郎君題字
 宮城集治監典獄八木秀太郎君序文
 宮城縣典獄山崎徳義君序文
 宮城集治監教誨師藤吉智教君著

監内揭示條目辯解

全

(定價金十五錢 部數ニ依割引法アリ)

●緊急廣告●

内務省監獄課員神谷彦太郎君譯

○英國ベントン獄事情 全壹冊 代價郵稅共 金二十八錢

本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル「ベントン
ヴィル獄」ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル聞ク
トコロニ依レハ目下巢鴨池袋ニ建築セラル、監獄
モ專ラ此ベントンヴィル獄ノ構造ヲ基礎トセラ
ル、ト云ヘハ獄事家タル者ノ宜ク一讀シ給フヘキ良
書ナリ

大日本監獄協會佐野尙君譯

○歐米監獄事情 第十冊既刊、 壹冊代金四十九錢乃至金二十五錢

本書ハ廣ク歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻
譯セラレシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠クヘカラ
サル參考書ナリ

○佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共 全壹冊 金二十八錢

本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日
ヲ致シタル顛末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ
誤ラズ最モ詳細ニ譯出セラレシモノナリ

○監獄論 全壹冊特別割引代價郵稅共金十四錢

長野縣書記官小野田元照先生著

○泰西監獄問答錄 全壹冊 代價郵稅共 金七十五錢

佐野尙君譯

○佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共 全壹冊 金二十八錢

神谷彦太郎君譯

○華氏監獄論 全壹冊 代價金四十錢

佐野尙君譯

○萬國議事提要 全壹冊 代價金六十錢

神谷彦太郎君纂述

○英國獄事問答 全壹冊 代價金五十錢

右監獄論以下六書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得共何
レモ獄事家ニ欠ヘカラサル最緊要書ナレハ本院ハ
豫約ノ便法ヲ設ケ申込五百名ニ滿ツレハ直ニ出版
各其代價ヲ以テ速ニ送本可仕候間續々御申込被下
度候

明治廿六年一月

東京牛込神樂町 二丁目廿二番地 臨池書院

監獄教誨

定價金六錢

右第一編より第九編まで出版尙ほ九編共完備致し居り候に付此際御入用の方は御申込み下され度候
又第十編はより五月十五日出版仕候見本御入用の方は郵便切手六錢封入御申込込次第贈呈す
●監獄教誨は都合に依り来る五月の出版即ち第十編を以て終刊とす
東京市京橋區築地三丁目八十九番地

大日本監獄教誨師通信所

北海道樺戸月形村

同情會發行

毎月一回發行
一部定價金四錢
郵税金貳錢

教誨叢書

第十三輯目錄

- 教 海 志を立てよ……………雲月堂主人
- 宗 傳 道義通論……………松尾晋次郎
- 宗 傳 宗教真論(第六回)……………松尾晋次郎
- 宗 傳 使徒約翰の傳……………長岡外史
- 宗 傳 賢將并々信……………小野田學彌
- 宗 傳 第二忍耐(第三講)……………齋藤樵夫
- 宗 傳 第三忍耐(第四講)……………齋藤樵夫
- 宗 傳 神を敬て居ることを知るは大なる利なり……………石江漁夫
- 宗 傳 美句レヤツタの語……………石江漁夫
- 宗 傳 上にも上あり……………石江漁夫
- 宗 傳 悔改者の眞相……………天宮樵夫
- 宗 傳 我を寫す明鏡……………天宮樵夫
- 宗 傳 悔改の道……………天宮樵夫
- 宗 傳 福音教則……………天宮樵夫
- 宗 傳 いろはは福音……………天宮樵夫
- 宗 傳 年賀の文……………天宮樵夫
- 宗 傳 用文類語……………天宮樵夫

第十四輯目錄

- 教 海 火を感情……………阿部政桓
- 宗 傳 親子の情……………大塚右金次
- 宗 傳 心の貯蓄……………原井時雄
- 宗 傳 設教 基督の二の信……………原井時雄
- 宗 傳 第五身心の關係……………齋藤樵夫
- 宗 傳 第七知足……………齋藤樵夫
- 宗 傳 病院の諸論……………天宮樵夫
- 宗 傳 山家(小林清親)……………天宮樵夫
- 宗 傳 清方(いろ)……………天宮樵夫
- 宗 傳 姉の手紙……………天宮樵夫
- 宗 傳 めくちか……………天宮樵夫
- 宗 傳 第一編……………天宮樵夫
- 宗 傳 第二恩賜に漏る人……………天宮樵夫
- 宗 傳 福音……………天宮樵夫
- 宗 傳 いろはは福音……………天宮樵夫
- 宗 傳 身分につき答ふる文……………天宮樵夫
- 宗 傳 用文……………天宮樵夫
- 宗 傳 教誨……………天宮樵夫

明治廿六年三月三十一日印刷
同年四月廿一日發行

發行所 東京市四谷區荒木町廿七番地

同市同區同町同番地

磯村兌貞 近藤劍二郎